

啓発資料 No1091

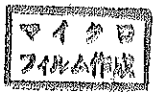
# ブラジル移住の案内

昭和60年2月

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY





表紙 イグアスの滝

## は し が き

明治41年(1908)年6月18日、ブラジル国への日本人の移住が開始されて以来75年、現在約80万人の日系人が、政治・経済など全ゆる分野において活躍しています。

わけでも、農業においては、新作物の導入と改良、蔬菜導入による食生活の改善など、ブラジル社会における貢献は顕著なものがあります。

日系人は、勤勉かつ正直で信頼できる国民として、ブラジル人に認識されていますが、この評価こそ、日系人の受入国に対する最大の功績といえましょう。

近年、世界の農業生産の重要性が、再認識され、ブラジルは広大かつ豊かな自然に恵まれ、発展の可能性を秘めた国として、今後の農牧業の開発がますます期待されています。

この小冊子「ブラジル移住の案内」は、当事業団サンパウロ支部の提供の資料に基づき、現地事情、移住手続などについて解説したものです。

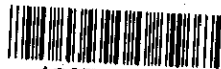
移住を志す皆様のお役に立てば幸いです。

昭和60年2月

移住事業部

18009

JICA LIBRARY

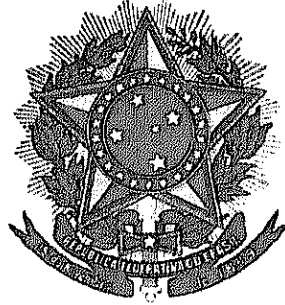


1067332[5]

ブラジル国旗



ブラジル国章



ブラジルの国名は、昔、欧州で盛んに赤色の染料に用いられていたブラジルの木がこの地方の産物だったことから起こった名。

国旗は緑色の長方形の旗地に黄金色の菱形をとり、その中央に白のリボンをかけた藍色の天体をいれている。リボンの文字の「秩序」と「進歩」はブラジル国民の理想を表現し、星は各州を、また旗地の緑は森林やコーヒーを、黄金色は金や鉱物を、藍色は美しい空を表わしたものとわれています。

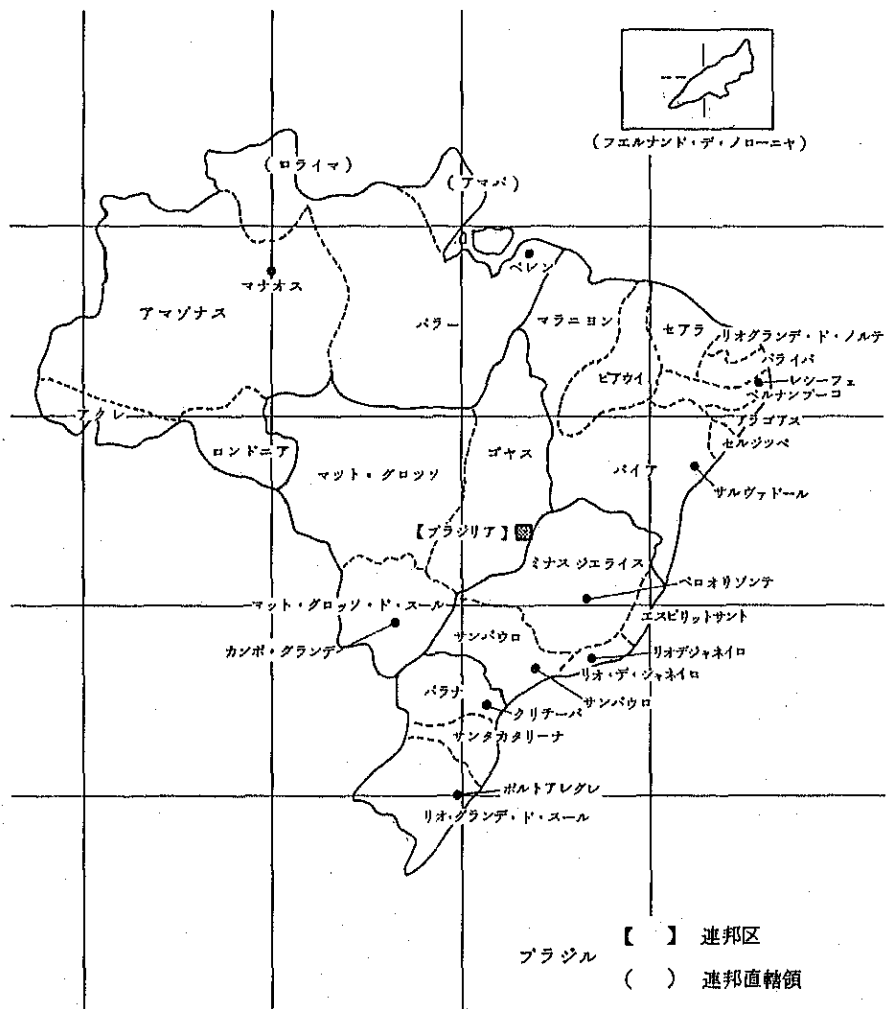
ブラジル国章 (ARMA NACIONAL) は、1889年、国旗と同時に制定されました。

国章は、剣で支えられた星を、緑色のコーヒーとタバコの葉でかこみ、星の中に淡青色の球、球の中に南十字星、その周囲に22個の州の数の星を配列したものです。

剣のつかにある星は連邦都をあらわしています。その下にリボンがあって、それには、「ブラジル合衆国 (Estado Unidos Do Brasil)」の文字と、「共和宣言の日(1899年11月15日)」がしるされています。

なお、国章は、ブラジル政府の紋章で、公称や公文書に使用され、一般市民は使用できません。

ブラジル行政区分図



# 目 次

I	ブラジル国の一般事情	1
1.	自然と人	1
2.	主要都市	5
3.	ブラジル略史	9
4.	政治	9
5.	経済	10
6.	社会・文化	13
II	日本人移住の歩み	19
1.	日本とブラジルの交流史	19
2.	日本人のブラジル移住略史	21
3.	移住者および日系人の活躍	25
III	国際協力事業団(JICA)の現地機関と事業活動	29
1.	組織	29
2.	事業内容(現地支援体制)	30
(1)	移住者導入業務	30
(2)	移住者援護業務	31
(3)	農業情報業務	32
(4)	南米銀行による融資業務	33
IV	先輩移住者の近況	35
V	雇用農受入の地域概況	38
1.	北伯地方	38
2.	南東伯地方	39
3.	南伯地方	47
4.	中西伯地方	54
5.	東北伯地方	56
VI	ブラジル国の雇用農事情	59
1.	概況	59
2.	独立	60
3.	農業金融	61

VII	応募者の取扱いについて	64		64
	1. あっせん・送付	64	2. 資格条件	64
	3. 近親呼寄移住者	65		
VIII	雇用条件について	66		66
	1. 契約期間・給与	66	2. 労働	67
IX	雇用主のあっせんと訓練講習	69		69
	1. 雇用主のあっせん	69	2. 移住者の訓練講習	69
X	移住手続について	73		73
	1. 移住申込の方法	73	4. 渡航手続・搭乗集結	74
	2. 適格通知書	74	5. 携行荷物	75
	3. 永住査証付与	74	6. 渡航費支給	75
XI	現地到着から独立まで	77		77
	1. 雇用から独立まで	77	2. 就労態度としての必要事項	77
	<b>(資料編)</b>			
	1. 在外公館リスト(ブラジル国内)	79		79
	2. JICA国内・在外(ブラジル国内)機関一覧表	81		81
	3. 都道府県人会組織一覧表	83		83
	4. ブラジル国戦後集団移住地別入植者数一覧表	86		86
	5. ブラジル農業概況	90		90
	6. 移住関係法規	97		97
	7. 戦後出身県別・年度別ブラジル移住者人数表	105		105

## I ブラジル国の一般事情

### 1. 自然と人

#### (1) 位置・面積・地勢

ブラジルの大部分は南半球に属していますが、その面積は 851 万 1,965 平方キロで、わが国の約 22 倍、南米大陸の 47 %、世界陸地の約 17 分の 1 を占める世界第 5 の大国であります。59 万 8,656 平方キロは北半球に属し、わが国とは対照的な位置にあります。

北はギアナ、ヴェネズエラ、北西はコロンビア、西はペルー、ボリビア、南西はパラグアイ、アルゼンチン、南はウルグアイと国境を接しており（国境を接しないのはチリおよびエクアドルのみ）、国境線の全長は 1 万 5 千キロメートルにもおよびます。

東は大西洋に面しており、海岸線は 7,725 キロメートルに達します。

地勢を大別するとアマゾン平地、ブラジル高地、海岸山系、ラ・プラタ平地の 4 地域に区分されます。

アマゾン平地はギアナ山系、アンデス山脈とブラジル高地に囲まれた、アマゾン河と支流の流域でブラジル国土の 56 % を占める高温多雨の大平地です。

ブラジル高地はマット・グロッソ高地、中央山系および海岸山系にまたがる中央部一帯の高地で、海岸山系は大西洋側の海岸を東北より西南に走る一連の山脈群よりなっています。

ラ・プラタ平地はパラナ河、パラグアイ河、ウルグアイ河流域一帯の平地で低湿地帯であります。

アマゾン河の全行程は 5,800 キロにもおよび、世界最大の河で河口から約 1,450 キロの上流マナウス市まで 1 万トン級の外洋船が航行することができます。

ラ・プラタ河系に属する河川は一部には水運の便になるところもありますが、大小無数の瀑布で航行の障害になるところが多くあります。

パラナ河にあるイグアス大瀑布は世界の驚異の一つであり、観光地として



も名所になっています。

(2) 国土利用面積比

国土面積	851.2 (百万ha)	100.0 (%)
既耕地面積	34.1	4.0
放牧地面積	107.3	12.6
森林面積	517.9	60.9
その他	191.9	22.5

(3) 気 候

ブラジルは北緯5度16分から南緯33度45分まで南北4,320キロに広がっており、熱帯、亜熱帯、温帯の気候を有しております。

熱帯に属するのは赤道を中心として南緯10度にいたるまでの地域で、アマゾン盆地および北部諸州が入り、年平均温度は25℃ないし27℃で、雨期と乾期に大別されます。

雨期は比較的涼しいが、乾期は日中の高温の割に夜間は涼しく、しのぎやすさがあります。

亜熱帯に属するのは、南緯10度から南回帰線に至る地域で、年間平均気温は23℃です。

明確な四季はありませんが、9月～3月が春夏にあたり、また雨期で降雨も多く気温も高くなります。

4月～8月が秋冬で乾燥期となり、気温も相当下がる日があります。

概して気候は良好といえます。

温帯は、サンパウロ州南部、パラナ州、サンタ・カタリーナ州、リオグランデ・ド・スール州の諸州がこれに属します。

冬期には霜や雪が降る場合もあり、四季の区別が感じられますが、概して気候は温和です。

以上、ブラジルは熱帯、亜熱帯、および温帯に区分されますが、西径34度45分より西径73度59分と東西の幅も大きく、海岸地方、山岳地方、そして奥地平原地帯とでは気候に大きな隔りがあります。

このように、ブラジルの気候は南北、東西に区分され、熱帯、亜熱帯、温帯に大陸性気候、海洋性気候が混在しています。

(4) 人 口

1980年に実施された国勢調査によれば総人口は11,907万人で、このうち女性が5,992万人で、男性は5,915万人となっていますが、現在では1億3千万人を超えています。

人口密度は、1平方キロメートル当たり約14人です。近年、人口は年間260万人以上増加していますが、これは自然増(年約2.5%)によるもので最近の外国からの移住者は一国あたり年間3千~4万人程度です。

人口の約44%が南東部(サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ、ミナス・ジェライス、エスピリット・サントの4州)に集中しています。

地域別人口分布は、次のとおりです。

地 域 別	面 積	人 口 (構成比%)	km <sup>2</sup> 当り
北 部 Rondônia, Acre, Amazonas, Roraima, Pará, Mato Grosso do Sul	3,581千km <sup>2</sup> (4.2%)	5,882千人 (4.9%)	1.64人
東北部 Maranhão, Piauí, Ceará, Rio Grande do Norte, Paraíba, Pernambuco, Alagoas, Sergipe, Bahia, Fernando de Noronha	1,549千km <sup>2</sup> (1.8%)	3,485.5千人 (29.3%)	2,250人
南東部 Minas, Espírito Santo, Rio de Janeiro, São Paulo	925千km <sup>2</sup> (1.1%)	51,746千人 (43.5%)	55.94人
南 部 Paraná, Santa Catarina, Rio Grande do Sul	578千km <sup>2</sup> (.7%)	19,039千人 (1.6%)	32.94人
中西部 Mato Grosso, Mato Grosso do Sul, Goiás, Brasília	1,879千km <sup>2</sup> (2.2%)	7,544千人 (6.3%)	4.02人
全 国	8,512千km <sup>2</sup>	11,907.9千人 (100%)	13.99人

(1980年度)

1960年国勢調査から人種区分調査は、廃止されたため人種区分は明らかにされていません。

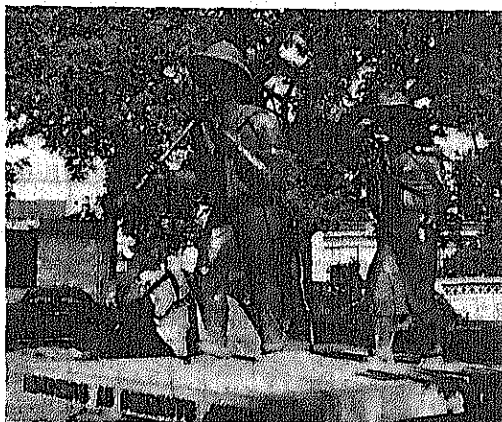
原住インディオ、ポルトガル人とアフリカ系黒人の主流3系統に加え、19世紀からの大量の外国移民とその子弟ならびにそれらの混血から成っており「人種のるつぼ」といわれています。

ブラジルでは、300年間に各人種間での絶えまない混血が行われ、正確な構成要素は不明ですが、教的には次の構成割合となっています。

白人系	54.8%
混血	38.5
黒人	5.9
黄色人種	0.6
その他	0.3

(1980年度)

ブラジルは、世界的にも人種問題を最もうまく解決している国といわれていますが、経済的、社会的階級の上下による差別はみられます。即ち、ブラジルの中で「金持ちの黒人は白人で、貧しい白人は黒人である」という言葉によってある程度あらわしているといわれます。



◀ 日本人移住者の記念像  
(モジ・ダス・クルーゼス)

#### (5) 外国移住者

ブラジルはおおよそ100カ国から移住者を受入れてきましたが、主要国別移住者は次表のとおりです。

国名	1822~1960	1961~'70	1971~'79	計
ポルトガル	1,698,245	62,575	30,712	1,791,532
イタリア	1,606,054	9,340	2,867	1,618,261
スペイン	684,402	21,281	2,002	707,685
ドイツ	255,312	5,552	2,074	262,938
日本	226,847	17,781	4,524	249,152
その他	898,128	47,387	33,276	978,791
計	5,368,988	163,916	75,455	5,608,359

なお、近年は国内人口の増加、労働力の質的向上、経済不況およびそれに伴う雇用事情の悪化などを背景として ICEM(欧州政府間移住委員会)からの脱退、新外国人法の制定などの動きに見られるように、外国からの移住者の受入れを制限する方向にあります。

## 2. 主要都市

### (1) ブラジリア連邦区(Brasilia)

人口は約120万人、ブラジル連邦共和国の首都で1957年から建設を開始し、1960年4月21日に遷都しました。旧首都リオ・デ・ジャネイロ市より940キロの奥地にある海拔約1,100メートルの中央高原にあり、世界的にも有名な飛行機型の斬新な近代都市です。

ブラジリアは70万ないし80万人の人口を収容するよう計画されており飛行機の胴体に当る東西4キロの大通りに沿って官庁街の建物が並び、機首に当たるところに三権広場があり、これを囲んで国会議事堂、大統領府、連邦最高裁判所があります。

住宅地区は南北約3キロの翼の部分に、商業地区は翼と胴体の接点付近に当るなど、機能的に配置されています。

### (2) リオ・デ・ジャネイロ市(Rio de Janeiro)

人口は約510万人、旧グアナバラ州の首都で、1763年から1960年までブラジルの首都でありました。

サンパウロ市とともにブラジルの2大商工業地帯であり、また、世界3大

美港の一つとして有名であります。キリスト像のあるコルコバード峰、湾口のボン・デ・アスカル(砂糖の山)などの奇岩は眺望もよく、市内には歴史的な建物やコパカバーナ、イパネマの美しい海水浴場をもち、夏に行なわれるカーニバルの行事とともに観光都市としても有名であります。

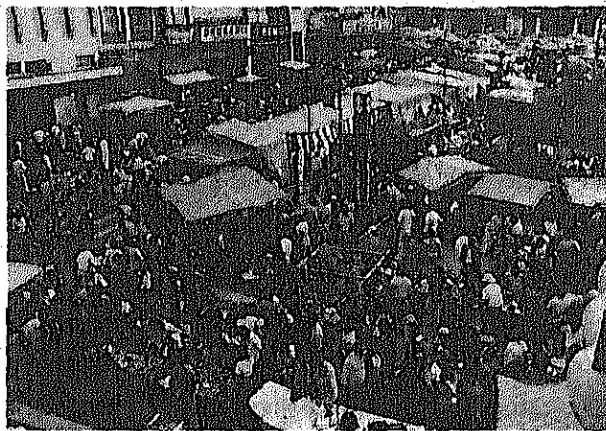
旧リオ・デ・ジャネイロ州の首都ニテロイ市があるグアナバラ湾横断橋の完成により、1975年グアナバラ州とリオ・デ・ジャネイロ州の合併がおこなわれました。

### (3) サンパウロ市 (São Paulo)

人口約850万人、サンパウロ州の首都で、1554年イエズス会派の人たちによって創設され、現在、ブラジル第1の都市で海拔760メートルの高地にあります。

ブラジル経済の中心で自動車工業をはじめ、各種の近代工業が周辺に集中しており、南米では最も発展速度の速い都市といわれ、高層建築の林立するさまはニューヨークの観があります。

市内には、イピランガ独立記念塔、イピランガ博物館、毒蛇研究で有名なブタンタン研究所があります。



▲ 日本人街での東洋市(サンパウロ)

日系人の数も多く、わが国からの進出商社、企業もほとんどこの周辺に集中しています。

(4) サントス市(Santos)

人口約40万人、サンパウロの海の玄関で、ブラジル最大の輸出入港であり、コーヒーの積み出し港として有名であります。

郊外のサン・ピセンテは1532年に建設されたブラジル最初の植民地です。

(5) レシーフェ市(Recife)

人口約120万人、ペルナンブコ州の首都で、東北伯における政治、経済、文化の中心地であり、砂糖、サイザル麻、植物油などの輸出港です。

オランダが最初に征服し、植民した土地でその遺跡が残っています。

市内には運河、橋が多く「ブラジルのベニス」と呼ばれており、また有名な砂糖博物館があります。

(6) ベロ・オリゾンテ市(Belo Horizonte)

人口約180万人、ミナス・ジェライス州の首都で、1897年建設された都市で、オーロ・プレート市から州都が移されました。

海拔930メートルの高原にあり、気候は良好です。農牧、鉱業の中心地で製鉄、繊維、ダイヤモンド研磨などの工業が盛んであり、近代工業都市として、またブラジリアへの交通の要衝として急速に発展して来ました。わが国が協力して建設したウジミナス製鉄株式会社の本社があります。

(7) サルバドール市(Salvador)

人口約150万人、バイア州の首都で、1501年11月1日アメリゴ・ベスプチによって発見され、1549年初代総督トメ・デ・ソウザによって創設され、1763年までの植民地時代の首都で市内には16、17世紀時代の古い建築物が多く、ブラジルで最も古い都市の一つです。

近代工業都市として発展しつつあり、またココア、煙草、鉱産物の輸出港です。

(8) ポルト・アレグレ市(Porto Alegre)

人口約112万人、リオ・グランデ・ド・スール州の首都で1740年に創設

されました。

ラゴア・ドス・バトス湖の北端、グアイバ河の河口左岸に位し3,000トン級までの船が入港することが出来ます。南ブラジルの政治、経済、文化の中心地です。

この州は、米、羊毛の主要産地で、四季の区別がはっきりしています。気候は南ヨーロッパ、日本とよく似ているので、ドイツ、イタリアなどからの移住者が多いのが目立ちます。

(9) フォルタレーザ市 (Fortaleza)

人口約130万人、セアラ州の首都で東北伯第3の都市です。

熱帯性気候で、美しい海岸が有名です。

(10) ベレーン市 (Belém)

人口約93万人、パラ州の首都で、1616年に創設されました。

アマゾン河口より、138キロの地点にあり、アマゾナス州、パラ州、そのほかアマゾン河流域の開発の拠点で、ゴム、カカオ、ブラジルナット、ジュート麻、木材、ピメントなどの輸出港です。

アマゾン開発は、国家統合プログラムの関連において、近代技術、科学の粋を集めて、各種の政策が実行に移されており、着々その成果をあげつつあり、ベレーン市は、北伯の政治、経済および文化の中心地です。

(11) クリチーバ市 (Curitiba)

人口約102万人、パラナ州の首都で、パラナ州の経済的発展とともに近代都市として急速に発展してきました。約900メートルの高地にあり、気候は良好です。

(12) マナウス市 (Manaus)

人口約65万人、アマゾナス州の首都でアマゾン河口から1,450キロの上流、ネグロ河左岸にあり1万トン級の外洋船が入港できます。

19世紀後半から1910年までのゴム景気で非常な繁栄をし、1896年に建築された壮大なアマゾナス劇場は有名です。ゴムの主産地が東洋に移るとともに衰微しましたが、1967年からは自由貿易地域として繁栄していま

す。

日本からの進出企業も合併企業を含め、約20社あるといわれています。

### 3. ブラジル略史

- |       |  |
|-------|--|
| 1500年 | ペドロ・アルヴァレス・カブラル(ポルトガル人)によって発見されて以来、ポルトガル植民地となる |
| 1536年 | アフリカからの黒人奴隷の輸入始まる                              |
| 1624年 | オランダ軍サルバドール占領                                  |
| 1654年 | オランダ軍敗退  |
| 1750年 | マドリッド条約によって、トルデシャーリス線以西のポルトガル領認められる            |
| 1807年 | ポルトガル王朝リオ・デ・ジャネイロに移転                           |
| 1822年 | ポルトガルから独立宣言(9月7日)<br>ドン・ペドロ一世就任し、帝制を布く         |
| 1850年 | 奴隷輸入禁止令発布                                      |
| 1889年 | 連邦共和制宣言(11月15日)                                |
| 1930年 | バルガス革命   |
| 1960年 | ブラジリアへ首都移転                                     |
| 1964年 | 軍事政権樹立(カステロ・ブランコ大統領就任)現在に至る                    |
| 1985年 | 大統領選実施、民政移管(3月15日)                             |

### 4. 政 治

- |      |  |
|------|--|
| 政 体  | 代議制による連邦共和国                                      |
| 連邦議会 | 上院(69名) 下院(479名)の2院制                             |
| 行政組織 | 大統領(副大統領)の下に、大統領府、企画庁、行政事務管理<br>院、および16省、他に連邦直轄領 |
| 行政区画 | 1連邦区(ブラジリア)、23州直轄領                               |



政 党	与党	P D S	( 社会民主党 )
	野党	P M D B	( ブラジル民主運動党 )
	"	P T B	( ブラジル労働者党 )
	"	P D T	( 民主労働者党 )
	"	P T	( 労働党 )
政 情	1982年11月, 上院, 下院議員, 州知事, 州会議員, 市長, 市会議員の選挙が実施された結果, サンパウロ, リオ, ミナスなど殆どの有力州においては野党が勝利を得ました。		
	中央政界も与党P D S ( 社会民主党 ) は単独過半数を獲得できなかったため, 議会運営は不安定となっていました。		
	1985年1月15日大統領選挙が, 間接選挙によって実施され, 野党連合候補で中道左派タンクレド・ネベスが圧勝し, 国民を狂喜させたことは, ブラジルの民主主義の成熟を内外に実証したものとと言えます。		

## 5. 経 済

1983年はブラジルの経済にとっては未曾有の困難に直面した年でありました。

I M F の緊急融資を得る道を選び, 辛うじて対外債務支払停止宣言を回避し, 最悪の事態を乗り切りましたが, 対外債務は1,000億ドルの大台を目前にしてなお累増しており, 何時また破綻を生ずるか予断を許さない状況が続いています。

当国経済は, 1968~73年の間, 実質経済成長は10%前後の高度成長を実現しましたが, 1973年来の石油ショック(当時消費石油の80%輸入)と世界的不況の影響を強く受け, 経済成長率は逐次低下する傾向に転じました。

さらに, 1979年第2次石油ショックの追打ちを受け, 1980年代に入るとインフレの亢進, 国際収支の悪化が顕著となり, 1983年にはインフレ率211%を記録, 対外債務の決済不能状況に陥り, I M F の介入を求めざるを得ない

状況になりました。

国民一般はインフレと失業による生活苦におびやかされ、企業は生産縮小と合理化によって倒産を回避する努力を続けていますが、当面事態が好転する兆は見られず、サンパウロ、リオなどの大都市においては失業者集団による商店の襲撃、掠奪行為が発生し、社会、政治問題化する事態にまでなってきました。

政府としては、IMFとの公約もあり、インフレの抑制、国際収支の改善を図ることで1983年一連の国内経済政策を打出しました。

その主なものは次のとおりです。

財政赤字の縮小

賃金の抑圧

貿易収支の改善：国内石油生産の増大やアルコール利用による輸入原油量の減少など。

為替管理の中央銀行集中化

これらの施策は、当面一般国民や企業家に対し一層の犠牲を強いる結果となっており、政府に対する反発が強まっています。

これまでのところ、貿易収支の改善は達成され、1983年は目標を上廻る65億ドルの黒字となりましたが、インフレは最悪の211%を記録し、これが急速に下降する兆候はあらわれていません。

ブラジルは世界有数の開発余力を有し、1970年代には積極的に外資導入を図り、国内幹線道路網の整備、イタイプーなどの水力発電、セラードなどの農業開発、カラジャスヤツパロンなどの鉄鉱石開発事業等の巨大プロジェクトを推進してきましたが、石油ショックと世界的不況による影響から、十分な投資効果を上げるに至らず、逆に巨額の外債を残す結果となりました。

しかし、政府は現下の苦境にもかかわらず、これら主要プロジェクトの完成に向けて努力を続けており、先進諸国の経済が活性化し、世界経済状況が好転した暁には、これらの基幹産業は大きな役割を果たすものと期待されています。

## (1) 国内総生産と1人当り平均所得

年	国内総生産 ドル換算額(100万ドル)	対前年比 実勢増減(%)	人口 (百万人)	一人当り 平均所得(ドル)
1975	129,453	5.6	105.3	1,229
1980	248,136	7.9	119.1	2,085
1981	287,448	-1.9	122.1	2,354
1982	297,356	1.4	125.1	2,377

## (2) インフレ指数

年	年間インフレ率(%)	年	年間インフレ率(%)
1970年	19.3	1981年	95.1
1975年	29.4	1982年	99.7
1980年	110.2	1983年	211.0

## (3) 対外経済バランス (単位 100万USドル)

区 分	1980年	1983年
貿易収支	-2,822.8	6,491
輸 出	2,013.24	2,189.9
輸 入	-2,295.52	-1,540.8
貿易外収支	-1,015.20	-1,550.0
一方的移転	167.8	-
経常収支	-1,280.70	-9,000

## (4) ブラジルの対外債務額(1982-12-31、百万USドル)

内 訳	金 額
A 中銀登録対外債務	69,653
○ USAIDプログラム	470
○ 外国における起債	2,610
○ 輸入ユーザンス	13,520
○ 公共長期整理債務	2
○ 外貨建てローン	52,915
○ その他のローン	136
B 中銀不登録対外債務	13,636
総 額	83,289

## 6. 社会と文化

### (1) 社会

19世紀に入ってから、欧州からの移住者が、また今世紀には日本人などアジア人も移住して来て、これらが混血し新しい型のブラジル人が形成されつつあります。

国語はポルトガル語で、全国的に方言の差異はさほどありません。

国民の大部分はカトリックを信奉していますが、新教、ユダヤ教、回教および仏教徒もあり、宗教は自由です。

国民は広い国土にはぐくまれ、寛容で抱擁性にとみ、人種の偏見はほとんどみられません。サンパウロを中心とする南部諸州はブラジル経済の中心的存在となっており、教育、文化の程度も高く欧州諸国に比してもさして遜色はありません。

東北伯地方は古くから開けた地域ではありますが、大農園制による土地支配が残っており、政府の優先政策である農地改革の努力にかかわらず、いまだその効果を挙げるまでに至らず、近代化が遅れています。

経済社会には自由競争の原則が貫かれ、活気に満ち、社会的にも階級差別は少なく能力のある者は正しい評価を受けています。

### (2) 教育

小学校から中学校までの教育(8年)は義務制で、小学校から大学まで公立学校における授業料は無料です。

初等教育は国語であるポルトガル語で行なわなければなりません。

従来、初等教育は4～5年、中等教育4年、高等教育(文理科に分れている)3年、大学は3年ないし6年となっていました。1972年から初等中等をあわせて8年制となっています。

1980年の国勢調査によれば、15才以上の人口の中に占める文盲の比率は26%でしたが、文盲問題を国の優先施策としている政府は、出来るだけ早くこれをゼロとするよう精力的に文盲撲滅運動に力を注いでいます。

### (3) 芸術一般

ブラジルの文学史は、ブラジル発見より1750年頃までの、ポルトガル人、なかんずく文学的要素に富むカトリック教宣教師などによるポルトガル文学の移植時代であった第1期と、固有の文学がその曙光を見出し華やかなロマン主義文学を築いた19世紀後半にいたるまでの第2期、さらに今世紀におよぶロマン主義思想からフランス自然主義のブラジルの解釈が風靡した第3期の3時代に区別することができます。

現在のブラジル文学は、古典文学、近代文学、現代文学ともに高い水準にあり、多数の文学者を輩出しています。

美術部門、音楽部門ともに水準が高く、優秀な美術家、作曲家、演奏家が多く、美術界においては日系美術家も多数出ています。サンパウロ近代美術館主催のビエンナーレ近代美術展はベニスと並ぶ近代美術の二大展覧会で、日本からも毎回参加しています。

建築部門では、オスカル・ニーマイヤーによる国連本部ならびに首都ブラジリアの国会、上下両院議事堂の設計が世界的に有名です。

#### (4) 風俗習慣

国民の中核をなすものはポルトガル系のブラジル人であり、ポルトガル風、南欧風がこの国の風俗習慣の基底をなしています。

この国は大部分が熱帯および亜熱帯に属し、広い国土と豊かな資源に恵まれているため、国民は一般に鷹揚であり、楽天的で陽性です。また性質は温和で中庸を重んじて極端に走らず社交性にとんでいます。

民衆は歌とおどりを好み、リオのカーニバルは世界的に有名です。

スポーツでは国民のすべてがフットボールの愛好者で、リオには世界最大といわれるマラカナン競技場があります。

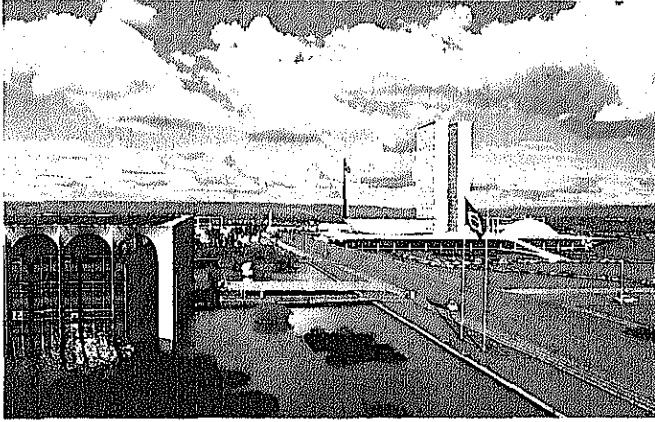
食事で特徴的なことは、米を常食とすることです。

油でいためた飯に、芋に似たマンジョカの粉をふりかけ、さらにうずら豆に似たフェジョンを加えて食する習慣があります。

野菜は従来ブラジル人になじまない食品でしたが、日本人移住者が良質なものを多量に作るようになって一般ブラジル人の食卓を賑わすようになりました。

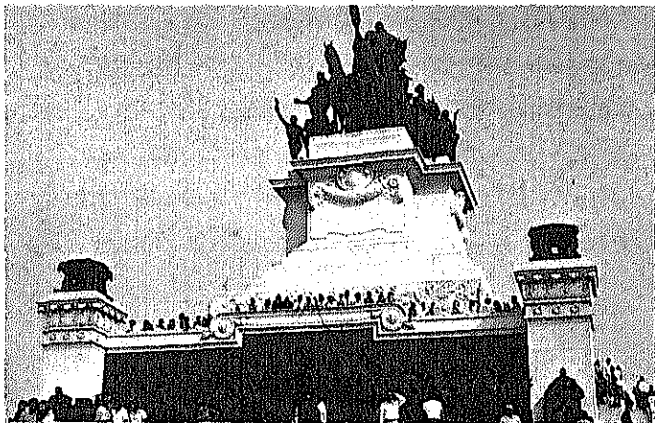


悠長な街角のかご売り（サンパウロ）



◀ 首都ブラジリア  
の三権広場  
(上・下両院、  
手前は大統領  
領官邸)

リオ・デ・ジャ  
ネイロの景観 ▶

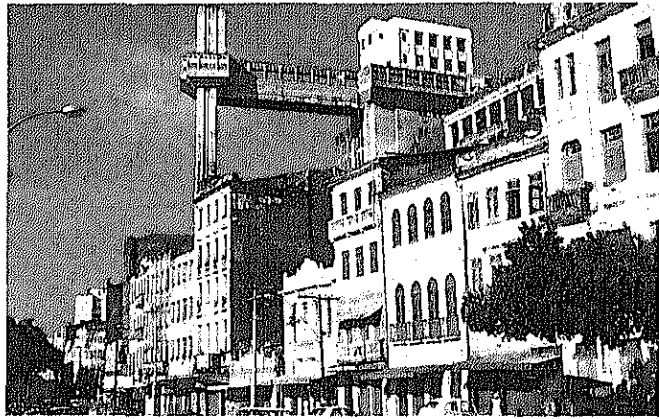


◀ イピランガ独立  
記念碑  
(サンパウロ)



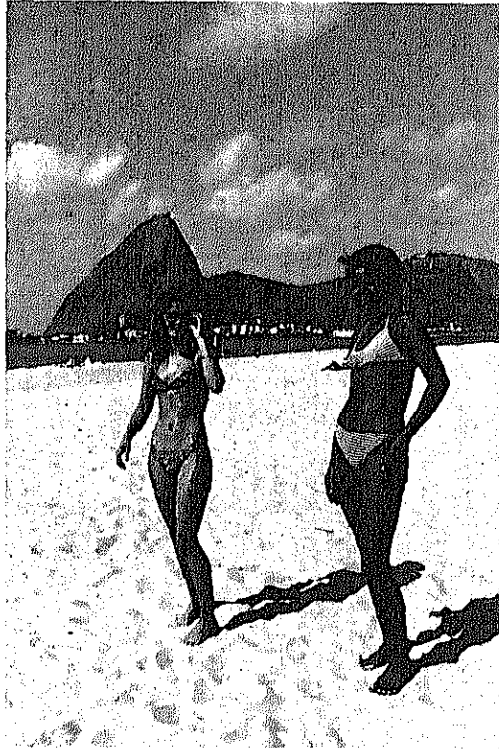
◀ コパカバーナ  
海岸（リオ・  
デ・ジャネイ

▶ 高地と低地間の  
連絡用エレベーター塔  
（サルバドール）



◀ カーニバル風景  
（リオ・デ・ジ  
ャネイロ）毎年  
2月中旬行われ  
る





浜辺のタンガ娘と砂糖山（ポンデ・アスーカル）  
（リオ・デ・ジャネイロ）

## Ⅱ 日本人移住の歩み

### 1. 日本とブラジルの交流史

- 1895年11月 日伯修好通商条約調印
- 1897年 8月 日本公使館開設(リオ)
- 1908年 6月 日本人移住開始  
(第一回笠戸丸移住者781名サントス港に上陸)
- 1934年 外国移民2分制限法制定  
(日本人枠2,849人に制限)
- 1945年 6月 第二次世界大戦により、ブラジル国の対日宣戦布告
- 1952年 4月 外交関係再開(リオ・デ・ジャネイロに日本大使館設置)
- 1958年 6月 日本移民50周年記念  
(三笠宮, 同妃殿下来伯)
- 1963年10月 日伯移住協定発効
- 1967年 5月 皇太子, 同妃殿下来伯
- 1971年 7月 日伯技術協力基本協定発効
- 1974年 9月 田中総理来伯
- 1975年 8月 福田副総理来伯
- 1976年 9月 ガイゼル大統領訪日
- 1978年 6月 日本移民70周年記念  
(皇太子, 同妃殿下来伯)
- 1979年11月 アマゾン移住50周年記念
- 1981年 9月 国際協力事業団のブラジル現地法人解散
- 1982年 6月 鈴木総理来伯
- 1982年10月 浩宮殿下来伯
- 1984年 6月 フィゲレード大統領訪日

日本とブラジルの関係は距離的に遠いこともあって、戦前までに移住関係を除けば相互の交流は極く限られたものでした。

しかし、第二次大戦後は、昭和27年(1952年)に外交関係が再開されると直ちに移住も再開し、昭和35年(1960年)に日伯移住協定が締結され、以後42年(1967年)頃までに戦後移住の最盛期となり、これに伴ないブラジルの各地に植民地が開設されました。

昭和30年代後半から40年代にかけて、日本が経済高度成長の時期を迎えると、移住者数は減少し、代ってブラジルの工業化、外資導入政策とも相まって日本企業の進出が盛んとなり、貿易、投資面で飛躍的な拡大を示しました。この時期、日伯間では政府要人の交流も盛んに行なわれ、昭和46年(1971年)には技術協力基本協定が締結され、昭和49年(1974年)にはセラード開発協力が約束されるなど日本の経済技術協力も本格的に進められるようになりました。

現在、国別対伯投資額において、米、西独、スイスに次いで第四位、進出企業数は約350社にのぼり、貿易面では、とくにブラジルの輸出先国として米国に次いで第二位の地位を占めており、両国の経済関係は極めて緊密化してきました。

移住の時代、経済の時代を経て、今後の両国関係は文化交流、技術協力の時代へ発展する気運が高まっています。

(5) 対伯投資額 (1982-12-31, 百万USドル)

国名	直接投資	再投資	計
米 国	4,121	2,480	6,601
西 独	2,127	805	2,932
ス イ ス	1,148	847	1,993
日 本	1,742	206	1,948
カ ナ ダ	687	290	977
フ ラ ン ス	423	304	727
パ ナ マ	447	255	702
総 額	14,634	6,542	21,176

## (6) 主要貿易先国別輸入額

(単位 100万USドルFOB)

輸 出			輸 入		
国 名	1983年	1981年	国 名	1983年	1981年
総 額	16,288.4	23,293.0	総 額	11,384.0	22,090.6
米 国	3,583.7	4,111.4	米 国	1,692.2	3,503.7
日 本	1,044.9	1,219.7	イ ラ ク	1,582.7	1,896.1
オ ラ ン ダ	985.9	1,470.0	サウジアラビア	1,579.8	3,792.2
西 独	855.3	1,310.7	メ キ シ コ	560.9	783.8
イ タ リ ア	749.1	961.3	西 独	551.8	1,075.6
フ ラ ン ス	668.5	851.3	ベネズエラ	503.6	968.5
英 国	547.7	734.9	日 本	425.8	1,240.0
アルゼンチン	530.5	580.2	中 国	373.4	349.8
ソ 連	511.5	621.4	カ ナ ダ	359.4	533.9
ス ペ イ ン	436.2	372.4	フ ラ ン ス	341.1	596.7
そ の 他	6,375.1	10,753.7	そ の 他	3,413.3	7,350.4

## 2. 日本人のブラジル移住略史

日本人のブラジル移住は明治41年(1908年)6月18日、781名のコーヒー園就労雇用移住者がサントスに到着したのが始まりです。

1984年で76年目を迎えましたが、これに対してドイツ人移住は160年目、イタリア人移住は110年目となります。

日本人移住史は、次の3期に区分されます。

## (1) 第1期(1908~23年)31,294人

日露戦争後の海外発展熱、農村の過剰人口と不況に加え、北米の移住制限が重なる一方、ブラジルでのイタリア移民の減少によって、コーヒー園労働者としての需要が高まり、サンパウロ州政府の渡航費一部補助によって始められました。

移住者の大半は出稼ぎ目的の農村出身者であり、コーヒーコロノとして始まり、次第に植民地建設もすすめられました。初期の主な移住地は次のとおりです。

ピリグイ移住地(英伯植民地)	1912年設立
イグアッペ移住地(桂, レジストロ, セッテバーラスの総称)	1915年設立
平野移住地(カフェランジャ)	1915年設立
ブレジョン移住地(アルヴァレス・マッシュャード)	1915年設立
上塚移住地(プロミツソン)	1917年設立

(2) 第2期(1924~41年)148,737人

大正末から昭和初期の日本国内の経済不況を反映する一方、日本政府の海外膨張政策により、政府の渡航費全額補助が制度化されました。

この時期はブラジル移住の黄金期ともいえます。

サンパウロ州奥地はもとより、1930年代には、北パラナ州へも進出し、今日の基盤を築きました。(昭和8~9年には、年間2万人をこえました。)海外興業KK、ブラジル拓殖会社などによって、移住地建設もすすめられました。

主な移住地は次のとおりです。

アリアンサ移住地	(1924年設立)
野村農場	(1927年設立)
バストス移住地	(1928年設立)
チエテ移住地	(1929年設立)
東山農場	(1929年設立)
アサイ移住地	(1932年設立)

一方1929年には、南米拓殖会社によって、アマゾン移住(現在の第1トメアス)が始められ、1937年までに、352戸(2,104名)が移住しました。この時期にアマゾニア産業研究所(上塚司)引受けの高拓生移住もすすめられました。

更に、コチア産業組合(1927年)、南ブラジル産業組合(1929年)、サンパウロ産業組合中央会(1934年)が次々と創立されました。バアルガス大統領時代に、ブラジル総合政策が推進され、その一環として外国移民2分制限法(1934年)によって、日本人移住は、年間2,849名に制限され、

一方、14才未満の子弟への外国語教育禁止令(1938年)によって、子弟への日本語教育も禁止されました。1941年の第二次大戦によって杜絶し、まさに移住の空白期(11年間)を迎えました。

この間移住者の大部分は帰国を断念して永住を決意し、子弟の教育に力を入れ、大学進学も急増しました。

一方日本の敗戦に対し、勝ち組、負け組の紛争もあり、日系社会に暗い影をおとしたこともありました。

### (3) 第3期(1952年~現在)

戦後廃墟と化した国土と、外地引揚げおよび復員者約630万人を含む過剰人口を抱え、苦難期を迎えた日本も、1952年サンフランシスコ平和条約による国交回復によって、ふたたび海外発展熱が高まりました。

1952年8月、アマゾン移住5,000家族(辻小太郎枠)と、中央ブラジル移住4,000家族(松原安太郎枠)の入国許可枠がブラジル政府より許可され1952年12月アマゾン移住(54名)によって11年振りに再開されました。次いで、パウリスタ養蚕移民(1953年)コチア青年移民(1955年)がすゝめられました。

日本では、海外移住振興会社(1955年)、日本海外協会連合会(1954年)が設立され、それぞれ現地機関を設け、ブラジルの連邦、州の植民地への自営開拓農業移住をすゝめる一方、又日本側の直営として、次の移住地が創設されました。

移住地名	創設年	面積
バルゼアアレグレ移住地	1957年	36,363ha
グアタバラ #	1958 #	7,294
フンシャル #	1959 #	1,015
ジャカレイ #	1959 #	613
ピニシャル #	1962 #	756
第2トメアス #	1962 #	25,800
アウリヴェルデイ #	1977 #	418

ブラジルの工業化に伴い、1961年から、従来の農業移住（自営開拓農と雇用、分益農方式）に加えて新たに工業技術移住が始められました。

1973年4月から移住者の渡航も船による輸送から航空機に切替えられました。この間、日本の移住事業取扱機関としては、昭和38年（1963年）に特殊法人海外移住事業団が設立され、前記の海外移住振興会社と日本海外協会連合会は同事業団に統合されました。さらに昭和49年（1974年）、現在の国際協力事業団に前記の海外移住事業団が統合され今日に至っています。

同じ間、日本側移住事業取扱機関のブラジル支部として、ジャミック移植民有限会社とジェミス金融株式会社の2現地法人が設立され、新規移住者の受入、援助、直営移住地の開設、管理、事業資金の貸付などの業務を実施してきましたが、昭和56年（1981年）9月、ブラジル政府の意向により解散。その後は在外公館付属の移住担当職員事務所を開設し、これが国際協力事業団の支部として移住業務を引継ぐこととなりました。

近年、ブラジルは国内経済、社会情勢の進展に伴ない、外国人移住者の受入れ政策について従前の後進国型受入国からアメリカ、カナダ、オーストラリアの例にみられる先進国型受入国に移行してきており、移住者の入国許可取得は、厳格な個別審査を受けなければならないこととなっています。

ブラジルの移住者受入政策の変更を象徴する形で、昭和55年（1980年）8月、新外国人法が制定されましたが、この前文には「ブラジルへの無制限な移住が国益に合致しないため、外国人の移住を当国の発展に有益かつ必要な者だけに限定する目的の移住政策の実施に必要な法的手段を与えるものである。」と明記され、従来の計画移住という方式は完全に排除されました。

日本人の対伯移住者数は、昭和27年（1952年）から昭和57年（1982年）の間に日本政府の渡航費補助を受けた者が53,249名、（自費渡航者も含めると総数は約64,000名）、昭和34年（1959年）の7,123名をピークとして、大多数が昭和28年（1953年）から昭和42年（1967年）の間に渡航しています。



▲ 移住地公民館(グェタバラ)

### 3. 移住者および日系人の活躍

#### (1) 概 況

在伯日本人数(日本国籍留保者)は約11万人と推定されますが、これは年々減少する傾向にあります。例えば、1983年10月の在外公館の調査によれば、全体の95%を占めるサンパウロ総領事館管内で、約10万6百人となっていますが、1979年10月では約12万4千人であったので、4年間におよそ2万3千人余が減少したことになります。

この原因としては、移住者一世が老令化し、死亡数が増加している反面、新規移住者が減少していること、進出企業などの長期滞在者が経済不況から日本へ引揚げるケースが多いことがあげられます。

一方、移住者子弟である日系ブラジル人は、漸次増加してきており、1980年で738,200人と推定されており、1984年現在では約80万人に達すると推定されます。1980年4月当時の分布状況は次の通りで、その90%以上がサンパウロ州とパラナ州に集中しています。



管轄総領事館別	日系人数	比 率
ベ レ ン	11,800(人)	1.6(%)
レ シ ー フ エ	2,700	0.4
リオ・デ・ジャネイロ	29,800	4.0
サンパウロ	688,900	93.3
ポルトアレグレ	5,000	0.7
計	738,200	100.0

(1980.4)

## (2) 職業分野

戦前のもとより、戦後も移住者の多くは雇用農として移住してきました。

一部の者は自営農として植民地に入植、雇用農は経験と資力を蓄わえつつ漸次分益農、借地農から地主農への道を進みました。移住者が増加すると農業から離れて都会へ出て商工業へ転業する者がでてきました。

また、一部には最初から都会に定着し、商工業に従事する者もみられました。とくに昭和35年(1960年)頃から工業技術移住が盛んになると、各種の技術者がサンパウロを中心として様々な企業に就業することとなり、職業分野を広めることとなりました。

さらに、日系2・3世が増加し、高等教育を受けると、政界、学界、法曹界、あるいは医師、技術者などあらゆる分野へ進出し、中には絵画、音楽などの芸能分野で活躍する者も多く出てきています。

戦前以来、移住者および日系人は農業を基盤として各分野への進出発展を図ってきましたが、経済的、社会的に日系の勢力が飛躍的拡大を示したのは、第二次大戦後、移住者が永住の決意を固めた以後であり、また他の人種に比して日系子弟の就学率、学歴が極めて高いことも職業分野の急速な拡大と関連して特筆すべきことといえます。

## (3) 農業部門(「ブラジル農業概況」参照)

日本人移住者の活躍は農業分野で目覚ましいものがあり、高く評価されています。

ブラジル農業は奥地大型農業と都市近郊集約型農業に大別されますが、日系農業のウエイトはそ菜、果樹、養蚕、花卉の分野において大きく、新品種の導入、技術改良はもとより、生産面でも大きな役割を果たしています。

例えば、アマゾン地方の胡椒（ピメント）、黄麻（ジュート）、南ブラジルの緑茶、リンゴ、柿、ポンカン、養蚕などは日本人の手によって導入開発されたものです。

近年、技術と資本の蓄積と、2・3世農業者の成長により、サンパウロ州、パラナ州からミナス・ジェライス州のセラード地帯農業開発、サンフランシスコ河流域開発、マッド・グロソンの奥地開発などにも日系農家が進出し大型機械化の施肥農業分野へ積極的に取組み、先駆的役割を果たしています。

また、日系農家は農業生産面のみでなく、ブラジルに欠けている中堅自作農のモデルを示し、農村作りにも大きく貢献しており、その勤勉さと當農技術はブラジル農民に良い影響を与えています。

今日、ブラジルには協同組合が数多く組織されていますが、その活動は必ずしも充分ではありません。その中で、日系人を中心とした組合はその規模、活動範囲などで群を抜いており、注目に値します。

#### (4) 商工業部門

商工業部門についてみると、農業に比較すれば歴史が浅く、資本、技術の蓄積も少ないだけに、ブラジル社会に占める比重は小さいといえます。

しかし、1970年代のブラジルの工業化の進展と、日本からの相次ぐ企業進出との関連から、とくにサンパウロを中心として地場企業も急速な発展を示しました。

近年日系企業の総数は約750社、そのうち地場企業が約400社、進出企業が約350社となっています。

主要な地場企業はおよそ100社程度ですが、業種のいくつかを挙げれば次のとおりです。

製糸業、食用油など農産物加工業、農機具製作、肥料農薬製造

自動車部品、工具製作、ラジオ製造、プラスチック製品製造、建設、空調

電気工事などであり、

他には商業、サービス業関係が多くなっています。

なお金融部門では、戦前のブラ拓信用部から独立、発展を遂げた南米銀行があります。

同銀行は現在支店100余を有し、伯国の中位銀行として日系社会を背景として発展を続けています。

#### (5) 日系団体の活動

日本人の集団地には、例外なく日本人会的組織が作られ、日本語学校の運営、日本文化や趣味、娯楽、スポーツ関係の活動が盛んです。

とくに日系社会の中核となっているサンパウロには、県人会、各種の宗教団体、茶道や華道の文化団体、各種のスポーツ団体、武道道場やその連盟、日本語学校などが数多く存在し、日本との交流を深めつゝ活潑な活動を展開しています。

サンパウロにおける主要な日系団体は次のとおりです。

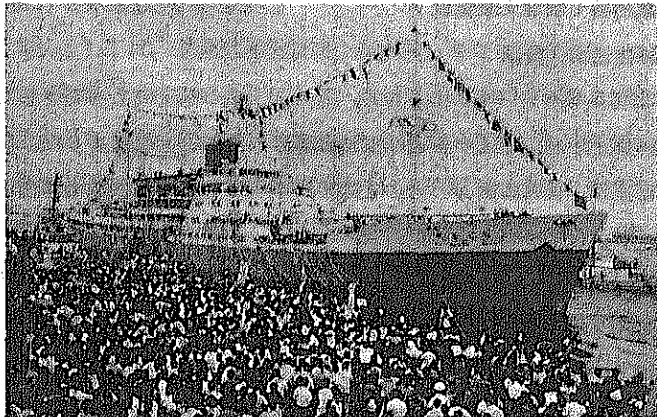
団 体 名	設立年	活 動 内 容
ブラジル日本商工会議所	1939年	地場企業と進出企業が会員、経営研究、情報交換
サンパウロ人文科学研究所	1948年	日本人移住史、ブラジル社会、歴史などの研究
ブラジル日本文化協会	1955年	日系社会を代表する団体であり、文化活動全般
日伯文化連盟	1956年	日伯間文化交流、日本語講義、日伯学院を運営
農業技術者協会	1958年	日系農業技術者をメンバーとし、農業問題の研究、および情報交換
サンパウロ日伯援護協会	1959年	医療福祉活動全般、1984年、日本病院建設に着手
ブラジル日本都道府県人会連合会	1966年	都道府県、日本との交流の窓口

### Ⅲ 国際協力事業団（JICA）の現地機関と事業活動

#### 1. 組 織

移住事業の現地実務機関として昭和31年（1956年）設立され、以後25年間にわたって活動してきた「現地法人ジャミック移植民会社」と「ジェミス金融会社」の2社が、ブラジル政府の意向を受けて昭和56年（1981年）9月解散し会社清算以外の業務を実施できなくなったことにより、同年10月、在外公館の所在地に公館アネックスとして移住担当職員事務所を開設、同事務所が移住業務を全面的に継承することとなりました。

しかし、その際合意された結果により、今まで実施されてきた事業のうち、入植地事業（植民地の設定、土地の分譲など）は廃止し、融資事業はブラジルの融資制度の枠内でブラジルの民間金融会社に委託して実施することになりました。またその他の援護業務はブラジルの公益団体に委託して実施することとなり、融資は南米銀行に、移住者の導入手続はサンパウロ州農業拓殖協同組合中央会（CCAC）に、また医療衛生、教育文化、生活改善などの援護業務は各地域毎の日系公益団体にそれぞれ委託して行なうこととなりました。



▲ 移住船出港風景（戦後初・中期）

現地機構組織図は次のとおりです。(1984年1月)

支 部	下 部 組 織	ジャミック ジェミス	清算会社 所在地	公館アネックス 設 置 地
リオ・デ・ジャネイロ支部	ブラジリア出張所	○		○
		○		○
サンパウロ支部	クリチーバ支所	○		○
	グアタバラ事業所	○		○
	パルゼアアレグレ事業所	○		
		○		
ベレン支部	マナオス支所	○		○
	第2トメアスー事業所	○		○
	アマゾニア熱帯農業 総合試験場			
レシーフェ支部		○		○
ポルト・アレグレ支部		○		○

(1985.7まで)

## 2. 事業内容(現地支援体制)

### (i) 移住者導入業務

昭和55年(1980年)8月、新外国人法の制定によって今までの計画移住は廃止され、移住申請者は個別審査されることとなりました。

審査は、非常に厳しいものとなり、かつてのような多数の移住は期待できない状況となってきました。

このような状況下において、日本人の農業移住については昭和57年(1982年)度の入国許可枠(107名)が認められ、翌58年に同許可枠に基づく申請が行われ、それぞれ許可されました。

昭和59年(1984年)以後の農業移住者導入については、入国許可枠は認められず、個別審査方式が適用されることとなりましたが、一定の資格

(即ち、農業高校卒業、又は農業以外の高校卒業で、6カ月間の農業研修を修了したか、又は農業従事経験2年以上を有するか、のいずれかに該当する者、およびそれ以上の資格を有する者であること)を有する者に対しては永住許可が認められることになり、この結果、農業移住は将来にわたって継続される見通しが得られました。

このことは、日本人移住者のブラジルにおける農業分野への貢献が高く評価されたことの証明といえましょう。

農業移住と同じく工業移住についても、昭和56年(1981年)9月以後、個別審査方式が適用され、審査の結果、適格かつブラジルに必要と認定されれば永住が許可されることになっていますが、ブラジル国内では求め無い技術者以外は許可取得は殆んど不可能と云える状況です。

また、現下の不況から企業は合理化を迫られており、外国人技術者の引受希望が減少し、引受先のあっせんも困難となっているのが現状です。

この他、花嫁、老令の両親、未成年の子どもの呼寄せは今までと同じです。

## (2) 移住者援護業務

ジャミック移民民会社の解散後の援護業務は、移住担当職員事務所の直營業務と日系公益団体に対する委託業務、および日系団体に対する補助業務の3本建に区分し実施しています。

直營業務としては、援護業務全般の企画調整、移住者実態調査および移住資料の調査収集、移住広報資料の作成、移住のあっせんなどがあります。

委託業務としては、大別して医療衛生福祉関係と教育文化関係があり、前者には奥地巡回診療業務、予防衛生活動、日系医師・看護婦の育成及び同医師の本邦研修、老人福祉活動、困窮者保護などが含まれ、後者には、奥地小学校の施設備品の整備、教材の補充、移住者子弟の本邦研修、日本語教育の助成(現地教師研修会および本邦研修、教材の整備、教師謝金支給、日語指導派遣教師の受入れなど)があります。

サンパウロ支部においては、前者の諸業務をサンパウロ日伯援護協会に、後者をブラジル日本文化協会に委託しています。

また、サンパウロではとくに工業移住者に対する援護が必要であることから、工業移住者協会に対して技術研修、調査、機関紙発行などの業務委託を行なっています。

補助業務にはブラジル日本文化協会の奨学金貸付事業に対する資金補助、各地の日系人集団地の学生寮建設に対する建設資金補助、集団入植地内の公共施設（道路、電化、電話、公民館建設など）の整備に対する補助などがあります。

援護業務の重点は、当初は直営集団入植地の生産基盤、生活環境の整備に向けられました。これらの入植地も開設後20余年を経過して、入植者の営農および生活もおおむね安定段階に達し、今後は自助努力による発展が可能となってきました。

そこで、今後の重点方向としては日系社会全般の向上に資する見地から、移住者およびその子弟の資質、技能の向上を図るための各種の研修、教育環境の整備、日本語教育の拡充などいわゆる人材育成のための業務を強化することが必要と考えられています。

### (3) 農業情報業務

ブラジルに限らず、パラグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ドミニカへの移住の主流は農業移住であり、現に大半の者が農業に従事していますが、国際化の進展する世界状況の中にあつて、生産性が高くかつ収益性に富んだ有利な農業型態を確立することは容易なことではありません。ことに南米でも後進性の強い地域では、進んだ農業技術や農業資材の導入が困難で、産物の市場動向に関する情報入手も遅れがちとなるため、これが入植者の農業経営の安定化、発展のための方向付けなどの面で大きなネックとなっています。

このような問題に対処するため、当支部では南米の先進地であるサンパウロにおいて、広く農業関係の情報資料を収集、整理し、これを関係各支部および日系農協へ伝達配布しています。

また、当支部は、ブラジル在住の農業技術者をパラグアイ、ボリビア、ならびにアマゾン地方などへ派遣し、営農技術指導を実施しています。

この事業の成果は大きく、例えばポリビアのサンファン移住地の養鶏業導入に見られるように、入植者の営農型態を確立し、あわせて同国の鶏卵の自給率を高めるなど大きな貢献を果し、高く評価されています。

#### (4) 南米銀行による融資業務

昭和56年9月、ジェミス金融会社の解散以後の対移住者融資は、JICAが南米銀行に資金を貸付け、南米銀行はこの資金をもってブラジルの農業金融制度に準じた条件により移住者に対し、農業用地の購入資金、農業機材購入などを含む営農資金の貸付けを行なう方法をとることとなりました。

このため、昭和56年度の第1次貸付金145万ドル、昭和57年度の第2次貸付金300万ドルが既にJICAから南銀に貸付けられ、南米銀行の各地支店を通じて移住者への融資が実施されています。

昭和58年12月末における貸付実行状況をみると、借入申込件数は全伯で530件、このうち貸付決定は336件、約14億2,700万クルゼイロとなっています。

現在、ブラジルは激しいインフレに見舞われているため、制度融資の金利も最近大巾に上昇し、本融資の金利も南伯地方は政府の決定する国債の価値修正率の100%プラス3%、北伯地方は同修正率の70%プラス3%が適用されており、いまだ経済的基盤が弱い移住者にとっては大きな負担となっています。


しかし、本融資はブラジルの金融制度に欠けている土地購入資金の貸付けを主眼として、長期の返済を認めていますので、土地を取得して地主農になろうとする者にとっては必要な融資制度となっています。

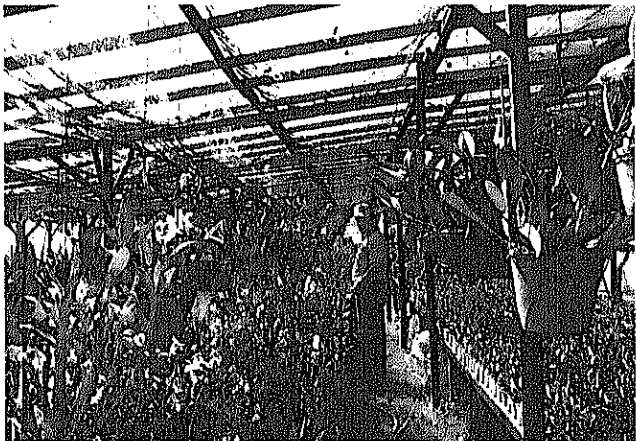



移住業務委託団体一覧表

団 体 名	代表者名	所 在 地	委 託 業 務
サン・パウロ州農業拓殖協同組合中央会	会長 井上ゼルバジオ	サン・パウロ	農業移住者導入
ブラジル工業移住者協会	代表者 岡本文郎	サン・パウロ	技術移住者導入
南米銀行	社長 橘富士雄	サン・パウロ (本店)	農業融資
ブラジル日本文化協会	会長 尾身信一	サン・パウロ	教 育
サン・パウロ日伯援護協会	会長 竹中正	サン・パウロ	医 療
リオ・デ・ジャネイロ州文化体育連盟	会長 楨本智	リオ・デ・ ジャネイロ	教 育
西部アマゾン日伯協会	会長 寺野義勝	マナオス	医療・教育
汎アマゾニア日伯協会	会長 山崎太郎	ベレン	教 育
アマゾニア日伯援護協会	会長 大嶽一	ベレン	医 療
レシーフェ日本文化協会	会長 勝山義之	レシーフェ	教 育
パイア文化協会連合会	会長 前川和久	サルヴァドール	教 育
南日伯援護協会	会長 山田伊知郎	ポルト・アレグレ	医療・教育
パラナ日伯文化連合会	会長 中司三郎	ロンドリーナ	医療・教育

#### Ⅳ 先輩移住者の近況

氏名	浦 喜 一
生年月日	昭和25年 9月 2日(34才)
渡航年月	昭和51年(1976)12月
出身県	香川県
農場所在地	Via Bandeirante Km49, Cotia, S. Paulo
家族構成	妻(ブラジル二世)他に日本人1家族
経営状況	1976年12月バルゼン・グランデに雇用農として入植
	1980年5月借地農として独立。現在カーネーション10万本(温室5,000m <sup>2</sup> )を植付け、年収約30,000ドル
	1984年5月マイリンケに約11haの家付き農場を購入, 現在新植中, カーネーション栽培ではサンパウロ近郊における代表的存在
	である。
	
	▲ カーネーション温室の手入れ
後輩への アドバイス	「なにくそ」という意地をもつこと
支部コメント	海外移住研修所26期修了(昭和50年)
	雇用→借地(独立)→土地購入という独立のモデル・ケース

氏名	関 辰 義
生年月日 渡航年月 出身県 農場所在地 家族構成 経営状況	<p>昭和27年1月15日(31才)            昭和49年(1974)3月            長野県            Via Bandeirante KM64, Lural Ibiuna            妻, 他に日本人2家族            1974年3月イビウナに雇用農として入植            1980年8月パトロン(雇用主)と共同経営の会社設立。同時に会社の花斉部門責任者となる。給与および配当年収約38,000ドル。            現在別途約24haの土地購入し, 果樹中心の永年作の植付計画中。</p>  <p style="text-align: center;">▲ 鉢もの手入中</p>
後輩への アドバイス 支部コメント	<p>「努力」と「協調性」ブラジルでは, 仲間が親類以上のつながりがある。</p> <p>海外移住研修所21期修了(昭和48年度)雇用先パトロンと共同経営という日系社会独特のケース。</p> <p>すなわち, 雇用農の努力, 将来性に対する「信用関係」での独立ケース。</p>

氏名	高坂好
生年月日 渡航年月 出身県 農場所在地 家族構成 経営状況	昭和18年2月1日(41才) 昭和44年(1969)2月 福島県 Via Bandeirante, São Roque 妻, 子供4人 1969年2月ミランド・ポリスに雇用農として入植 その後モジ・ダス・クルーセス, コチアと転住, その間1974年結婚, 妻を呼寄せ, 夫妻で雇用農として就労。 1977年10月事業団融立により土地購入独立。シンビジューム, カトレア, デンドロビューム専門に苗作りから着手。年収約20,000ドル, 今後発展の見込。
	 <p style="text-align: center;">▲ 蘭 温 室</p>
後輩への アドバイス	目標に向っての「努力」と「辛抱」が肝要
支部コメント	妻さく子(旧姓青木)は, 研修所の元栄養士, 若夫婦で雇用農から努力, 蘭栽培に向け, 努力と辛抱をした勤勉家。 妻の協力あっての今日の姿といえる。すがすがしい独立ケース。

## V 雇用農受入の地域概況

ブラジルでの雇用農移住者の受入地域の大半は南伯地方のサンパウロ市周辺の郊外地ですが、これにサンパウロ州内、パラナ州、リオ・デ・ジャネイロ市周辺郊外、サンタ・カタリーナ州、リオ・グランデ・ド・スール州、中伯地方の南マット・グロン州、または北伯地方ではベレーン市近郊とトメアスー地区に引受けられています。

これら各地域の概況は下記のとおりです。

### 1. 北伯地方（面積 3,581 千km<sup>2</sup>）

#### (1) ベレーン市近郊

ベレーン市（人口 75 万人）という大消費地を持っていることから、営農形態は永年作物のピメンタを柱とし、そ菜（キャベツ、キュウリ、ピーマン、西瓜など）、養鶏を中心としたものであります。また最近では南伯市場向けの高級メロン（スペイン種）とかマラクジャ（高級ジュース用）のほか、ゲアラナ、デンデヤシ、カカオなどを組んだ多角経営農家が増えています。ベレーン市近郊には日系人が点々と散在し、今日では約 10ヶ所に集団地があり、現在約 730 戸 3,600 人が入植しています。

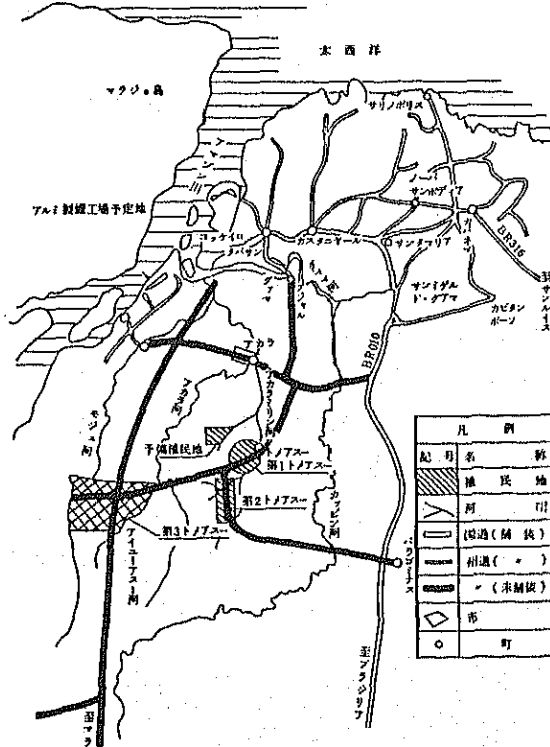
主たる集団地はグアマ、カスタニヤール、サントイザベル、ヴィジャ街道沿、モエマ、コッケイロ、タバナン、サンタ・マリア、ノーパチンボティア、カピタン・ボッソなどの移住地があります。

#### (2) トメアスー地区

第 1（旧）トメアスー、第 2 トメアスー移住地ともにピメンタで育ち、ピメンタで栄えていましたが、最近ではピメンタ単作の危険を考え、廃園を利用したカカオ、ゲアラナ、マラクジャ、ハワイマモン、メロンなどの短期作物栽培および肉牛を導入し多角経営を目指しています。

北伯は国際商品ピメンタに相当大きな依存をかけた農業形態ですが、最近では上述のとおり、単作の危険を排し、万一の場合に対処できる農業という考

ベレーン市近郊トメアスー地区の略図



えて、熱帯地の特性を生かした作物の導入を計っています。

このトメアスー地区はパラ州における邦人移住地発祥の地といえ、第1トメアスー、第2トメアスー、第3トメアスー移住地の3つがあります。

雇用農青年は、これらトメアスー地区、前記ベレーン市近郊移住地およびマナウス近郊の日系農家に引受けられています。現在約380戸、1,800人が入植しています。

## 2. 南東伯地方(面積925千km<sup>2</sup>)

### (1) サンパウロ州

#### a. スザノ地区

サンパウロ市より東方35kmの近郊都市で標高は中心で739m、気候は年平均気温24℃、年間降雨量は1,400mmで冬は乾燥し、気候温和な地域です。

この地域は日本人の大集団地であり、約1,100戸の日系農家が散在しています。

日本人の7割以上が農業者で、主にサンパウロ市向けの生産を行っています。

農業経営は、果樹、養鶏、そ菜栽培を中心とし、これ等の組合せによる多角的経営を行っている農家と、養鶏、馬鈴薯などの単一生産物の専門的農家が見られます。主作別の農家数では養鶏農家およびそ菜、果樹、花卉などの生産農家が多く、また作付面積では、そ菜類の植付面積が多く、近郊農業地域としての特色を最もよく備えています。

1戸当りの経営面積は、わずか2~3haから50~60haのものまであるが、普通10~15haであって、比較的小規模の経営であり、家族労働力を主体とした日本的な農業をみることができます。



▲ 実もたわわなイタリアぶどう棚(ジャカレー)

#### b. モジ・ダス・クルーゼス地区

モジ・ダス・クルーゼスはスザノの隣で、サンパウロ市から50 kmに位置します。標高は中心で760 m、気候は月平均気温の最高が37.8℃、最低は0.7℃で年間平均は20℃です。年間降雨量は1,433 mmで温和な気候です。近年この地区は、各種工業を誘致し、それにつれて人口も増加しています。現在、人口は約12万人です。日系企業も豊和工業、N. C. Kなどが進出し、堅実に伸びており、市内在住の日系人も多く、日系人は約1,900家族あり、5指に余る大種鶏場をはじめ、大規模な養鶏家、果樹栽培（イタリアぶどう、ピワ、ゴヤーバ、ボンカン、柿、桃など）、そ菜（パタタ、その他）、花、西洋茸、種苗など広範囲の経営がみられ、近郊農業の手本となっています。市場も、リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロの両市に出荷され全体的に大農が多いようです。

#### c. ジャカレー地区

ジャカレーはサンパウロ～リオ・デ・ジャネイロ国道間の途中であり、サンパウロ市から77 kmに位置します。標高569 m、平均最高気温29.5℃、平均最低気温9.8℃、年間平均気温18.2℃です。

ジャカレー市の人口は10万人で、ジャカレー郡全体を含めると12万人を超えています。日本人農家は約240家族あり、事業団直営のジャカレー移住地始め、高森、桜、イタベチ、アラカラなど各種形態の植民地があり、植民地経営のモデルケースとして注目されるところが多く、スザノ、モジ・ダス・クルーゼスのような、戦前からの古い入植地とちがって新しい移住地です。

主作物は養鶏が盛んであり、又、霜害が少ないため、果樹、花卉も栽培されており、近年そ菜が不安定なため、そ菜作りの多くは花作りに転向しているものも多いようです。

#### d. アチバイア地区

アチバイアは、サンパウロ市より北方62 km、標高850 m、この地域一帯の平均気温は16.5℃、年間降雨量は1,200 mm～1,800 mmで主に夏に降



雨が集中しています。

サンパウロ州内でも最も快適な気候をもった地域で気候温暖、州観光局でも南米のカリフォルニアと宣伝している程の健康地です。

地域内の人口は、4.5万人で、日系人は約800家族ほど散在しており、このうち戦後移住者は40%と推定されます。

主作物は、果樹、養鶏、花卉、そ菜であり、農業経営は、養鶏、そ菜、花卉および果樹の単一作経営、あるいは、これらの組み合わせによる多角経営です。

#### e. イタチーバ、インダイアツーバ地区

イタチーバはサンパウロ市から北に87kmで馬鈴薯、インダイアツーバは北西127kmでトマトの単一作物の生産が行なわれています。しかし、土地を所有せず借地による農業経営が一般的に行なわれています。

その原因は、トマト、馬鈴薯とも連作ができず、少なくとも2～3年土地を休閑しなければならぬため、自分で土地を所有して農業経営を行っていくためには、かなりの面積を必要としますが、大面積の土地所有が困難なためです。

トマト栽培においては、馬鈴薯生産における程、土地面積を必要としないが、インダイアツーバにおいては、大農場が多く、スザノ、モジ・ダス・クルーゼスのように、サンパウロ市により近い近郊園芸地域にみられるような土地細分化があまり行なわれていないことが、土地所有を困難にしている一つの原因となっています。インダイアツーバは日本からのヤンマー・ゼセルなどの進出企業もあり、工業が発達しています。

当地に日系人が入植したのは戦後であり、その周辺に240家族の日系農家が散在していますが、その殆んどは借地農でトマト栽培を行っています。インダイアツーバのトマト生産の80%が日本人の手によって生産されており、サンパウロ市と加工工場に出荷されています。

#### f. レジストロ

サンパウロ市より南西172km、標高15mで海岸低地帯に位置し、気候

は比較的暑く、平均最高気温 38℃、平均最低気温 18℃、年平均気温 23℃、市の人口は約 3 万人、日系農家は 510 家族です。

レズストロは早くより茶の生産地として知られています。これらは総て日系人の栽培であり、現在コチア産組の製茶工場が操業し日本へも輸出しています。主要作物は茶、バナナ、パイナップル、野菜など。

#### g. バストス

サンパウロ市より 587 km、日本人入植の歴史が古く、現在 750 家族をこえる新旧移住者がいますが、このうち戦後移住者は 80 家族を数え、ブラジルにおける日系移住地の発展を示す典型的な日系人の町です。この周辺の日系農家の主要作物は養鶏（肉鶏、卵鶏）、養蚕及び柑橘類です。

バストスは養鶏が盛んですが、その理由の一つとして戦前よりブラ拓の奨励による養蚕が衰微した際、養蚕小舎の鶏舎利用が容易に出来たためといわれています。従って、養鶏産物の出荷を取扱う組合が数多くあります。

また、飼料工場、孵卵場、種鶏場などが市街地に多くみられます。養蚕については、ブラ拓製糸工場が中心に絹糸の好況によって活気を呈しています。また、鶏糞による自給肥料入手が容易なことから柑橘類の栽培が盛んで、ボンカン、モルコッチなどが盛んに栽培されています。

#### h. オウリーニョス

サンパウロ市より 407 km、標高 466 m でパラナ州との州境に位置し、気候は冬季もなお暑く乾燥します。年平均気温は 20～21℃、年降雨量は 1,000 mm～1,300 mm であります。

この地域の主な生産物は、コーヒー、サトウキビ、トモロコシ、落花生、鶏卵など、果実としては、ボンカン、ブドウ、スイカ、ミカン、バナナなどであり、戦後雇用農家族移住者の独立者が多く、営農活動は極めて積極的であります。オウリーニョスの人口は約 5 万人で、日系人は約 340 戸です。

上記以外のサンパウロ州各地域営農形態一覽

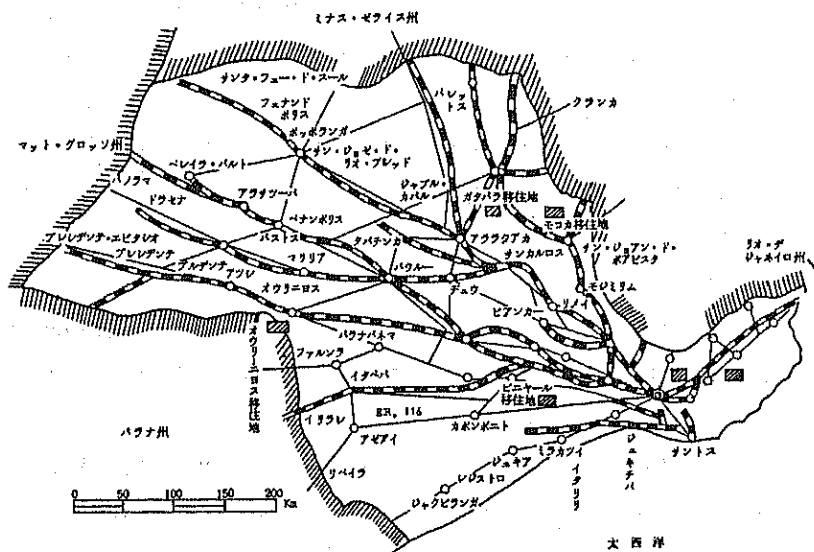
地 域	サンパウロ市 より方位 km	営農形態概要
コチア地区	サンパウロ市より 西南へ 35 km	そさい, 養鶏
イビウナ #	〃 73 #	そさい, 馬鈴薯, 養鶏
ビエダーデ #	〃 94 #	そさい, 馬鈴薯, 桃, 養豚
ピラル・ド・スール #	〃 140 #	そさい, 馬鈴薯, 雑穀, 桃
ジュンジアイ #	北西 60 #	花, 桃, そさい
カンピーナス #	〃 100 #	馬鈴薯, そさい, 養豚, ブドウ
マイリ・ボラン #	北 30 #	果樹, そさい
ブラガンサ・パウリスタ #	〃 85 #	馬鈴薯, 果樹(桃, ミカン, ブドウ) コーヒー
サン・ベルナルド・ ド・カンボ #	南 30 #	花(クラボア, 菊), 養鶏
アルジャー #	東北 41 #	そさい, 花
サント・マアロー #	南西 48 #	そさい, 花, 養鶏

サンパウロ州の地位(全国比)

区 分	サンパウロ州(A)	全 国(B)	(A) / (B)	
面 積(万平方料)	25	851	2.9%	
人 口(万人)	2,502	12,107	20.7	
総 生 産(10億ドル)	73.2	199.0	36.8	
1人当り所得(ドル)	2,927	1,510	193.8	
工業純生産(10億ドル)	35.7	73.4	48.6	
農業純生産( # )	3.6	20.6	17.5	
主要農作物生産量	コーヒー(千トン)	824.8	2,133.0	38.3
	さとうきび( # )	71,050.0	146,290.0	46.8
	オレンジ(百万個)	42,400.0	54,346.8	78.0
	玉ねぎ(千トン)	281.3	696.7	40.4
	トマト( # )	808.4	1,525.7	53.3

(1980年)

## サンパウロ州略図



### (2) ミナス・ジェライス州

#### a. ペロ・オリゾンテ地区

邦人農家は州都ペロオリゾンテを中心として 100 km内外の範囲に亘り、散在しており、全体で約 50 戸、260 名です。農家の内約半数が戦後移住したもので、これら戦後農家は内地より直接当地に移住して来たものは少なく、大部分の者が南部のサンパウロ方面から転住しており、従って入植年数も浅く精々 10 年前後です。

邦人農家の生産するものは、大部分が野菜類であり、人口 150 万余のペロオリゾンテ都市圏で消費されます。野菜はトマトの他、馬鈴薯、かぼちゃが多く生産されており、又、一部農家は、バラ、カーネーション、グラジオラスなどの花卉を栽培しています。邦人農家は、生産物販売のための組合を組織しておらず、生産物は個人的に中央市場に出荷するか或いは仲買い業者に庭先で販売しています。

ペリオリゾンテとその近郊は標高 800 m 内外の高原に在り、夏季も気候冷涼のため、温帯そ菜、花卉の栽培上の気候的条件に恵まれている反面、夏季の降雨量が僅少なので、栽培する場所は、河川水利の良い一部に限定されています。

よって独立の場合の土地の入手は水利の関係からなかなかむずかしく、水利に恵まれた土地を入手するには、都心からかなり離れた土地を選ばなければなりません。

#### b. バルバセーナ地区

バルバセーナはリオ〜ペロオリゾンテの国道 300 km にあり、標高 1,000 m ~ 1,200 m の高原で、気候冷涼のために古くからイタリー移民が入植し温帯果樹を栽培しています。

邦人の入植は、第 2 次世界大戦に始まり、現在約 50 戸の農家が、バルバセーナ市から 50 km 内外の近郊で、そ菜、花卉、果実などを生産しています。邦人は、花卉(バラ)園芸が多く、生産者組合を設立し、伯人と共同で、欧州共同市場向けのバラの輸出を行なっています。

そ菜類、果物の販売については、共同組織を持っていないので個々にペロオリゾンテ或いは、リオ市場に出荷していますが、なかにはコチア産組・リオ単協に所属し出荷するものも数戸います。

### (3) リオ・デ・ジャネイロ州

#### a. ニテロイ地区

リオの対岸に位置します。極く少数が雇用農として受入れられています。主な栽培品目は、そ菜、マンジョカ、花卉、バナナなどです。

#### b. フンシャル地区

リオ・デ・ジャネイロ市から約 85 km に位置し、邦人入植者は 32 戸で主な栽培作物は、そ菜、マンジョカ、ゴヤバ、養鶏などです。

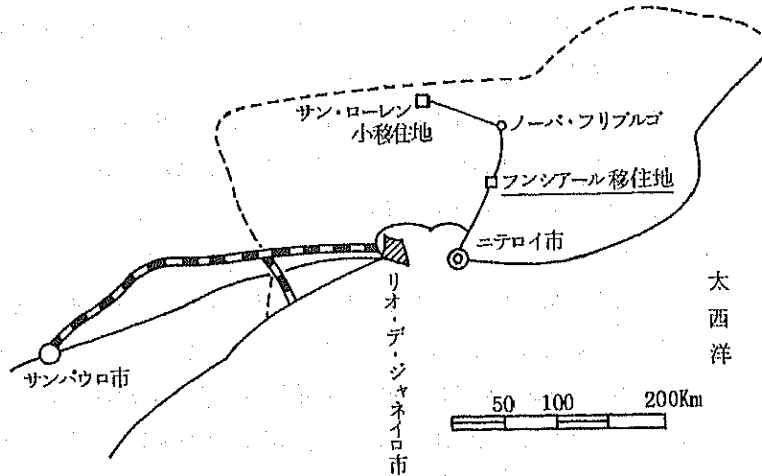
#### c. ノーバ・フリブルゴ地区

リオ市より 130 km の近距離に在り、標高 850 m 内外で気候冷涼のためベトロポリス、テレゾポリスに次ぐ避暑地ですが、ヨーロッパ移民の文化的

貢献により教育が発達しています。人口は約14万人で、当地域に居住している邦人は約60戸で大部分が農業に従事しており、農業は、花卉栽培を中心とし次いで野菜が多く、一部のものが、アバカテ、柿、ぶどうなどの果物を栽培しています。

戦後移住者の大部分はコチア青年を中心とし、バラ、カーネーション、グラジオラスなど花卉を栽培しており、リオ市に近い立地条件に恵まれています。花卉出荷販売は5～10人の生産者が組織編成し、互いに同一市場へ競合出荷している有様で販売面の改善が必要です。

リオ・デ・ジャネイロ州略図



### 3. 南伯地方(面積578千km<sup>2</sup>)

#### (1) パラナ州

##### a. カンバラ地区

サンパウロ州の境界線近くにあるカンバラは、以前南米銀行所有のプーグレー耕地があり、南伯雇用農移住者として相当数入植し、一時日本人の入植地帯として有名でした。現在カンバラに入植している戦後移住者の

大部分は、ブーグレからの転耕者で占め、あとはサンパウロ州よりの転耕者です。カンバラ一帯は昔、コーヒー地帯であったが低地であるため霜害のおそれが多分にあるので近年は雑作地帯が増えつつあります。

**b. バンディランテ地区**

カンバラより約3.5kmのバンディランテ近郊には戦後移住者（農業者）は極めて少なく、市街地より1～5kmの地帯で野菜栽培を行っています。反面、市街地において商業あるいは技術者として工場に就労している戦後移住者も若干います。バンディランテより約1.3kmの地点に厚生植民地という、日系人の入植地があるが、この地帯は養鶏が盛んになってきています。また、この地帯にある野村農場は会社組織であり借地分益形態ではありません。同農協ではコーヒーのほか、ブドウ栽培、牧畜方面にも力を入れているようです。

バンディランテより1.8kmの地点にあるサンタマリアーナには、戦前移住者が、しっかりと基盤を築いているが戦後移住者は少ないようです。この地区の主作目はコーヒーです。

**a. アサイ地区**

アサイ郡内に1,300家族の日系農家があり、市街地には240家族が居住しています。同市の商店の大半が日系人により占められています。一般的にみてコーヒーにおいては、すでに最盛期を過ぎた感があり、コーヒーだけでは、営農が不安定であるので畜産、果樹をとり入れた多角的営農に移行しています。ぶどう栽培、養鶏方面に力を入れ始めた移住者も多く、最近は大豆栽培が大々的に採り入れられています。

**d. ウライ地区**

ラミーで世界的に有名なところで、戦前移住者が多く確固たる地盤を築いています。コーヒー、ラミー、綿、大豆が主作物です。

**e. カルロポリス方面**

カルロポリスは、野菜、養鶏を中心とし、約120家族の日系人がいます。戦後移住者は約20戸いますが、大半がコチア青年独立者です。

ジョキントポラは、3,000家族を数える街ですが、日系農家は30家族、作物は雑作(大豆、トウモロコシ、フェジョン豆)が主となっています。又、この地域は、玉ねぎ、馬鈴薯の適作地です。地質はあまりよくないが、将来は養豚、果樹の方向に向いつつあります。

この入植者はカルロポリスより転住したものが多く、コチア青年独立者のみです。

#### f. ロンドリーナ地区

ロンドリーナ市は、人口約30万人を数える北パラナの商工業の中心都市であり、コーヒーで造りあげられた都市です。市内には日系人の顔が氾濫し日本色に塗りつくされた感があり、農工商方面に活潑な動きをみせています。ロンドリーナ近郊のコーヒー地帯では霜害に対する不安からコーヒーを抜根して果樹(ブドウ)を植える農家もあり、コーヒーだけの営農はすぎさり、多角化に向いつつあります。このロンドリーナ市近郊に入植している戦後移住者は殆んど野菜作りです。

#### g. マリング地区

マリング市は現在、急速に発展し、商工農面における役割はロンドリーナに次ぐ重鎮としての風格を備えつつあります。人口約16万人。マリング市近郊では野菜作り、コーヒー栽培が殆んどですが、最近は小麦、大豆栽培なども盛んになってきました。全般にロンドリーナ、マリング市を結ぶ一帯は分益農が多く、戦後移住者の50%を占めています。

マリング市以西50kmの地点にあるサン・ジョージ地区には、戦後移住者15家族があり、半数が独立し、他は分益農、借地農、雇用農です。マリングから西に75kmイバイ川を越えた地点にジュラサ地区があります。ここは日系人入植者が45家族あり、戦後移住者は3家族です。主作物はコーヒー、棉、マモーナ、とうもろこし、大豆で、その中でも大豆は有望視されています。低地のコーヒー地帯は次第に棉作に転向しつつあります。

ジュラサ地区より西18kmにあり、シアノルテはマリング、ウマラマと新コーヒー生産地帯を結ぶ重要な都市です。将来の発展が期待されていま

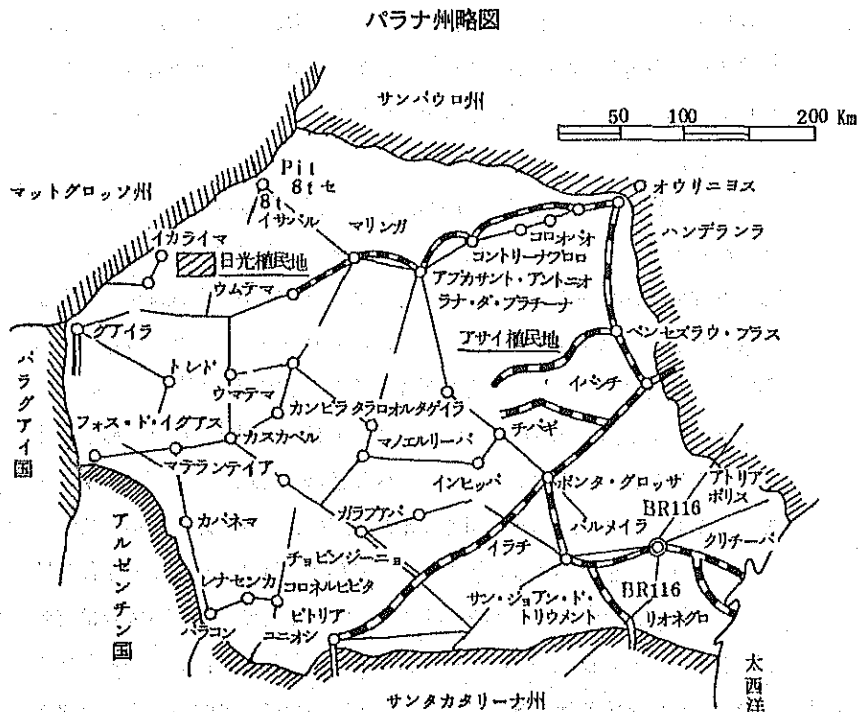


す。主作物はコーヒー、野菜、落花生です。土質はこの近辺は平均して良く肥沃であり、将来生産物はコーヒーが主ですが、牧畜、その他の作物も向上し将来の見通しは明るいものがあります。

#### h. クリチーバ地区

クリチーバ市街地近くは野菜作り、養鶏、馬鈴薯が主です。

ここはポーランド人が大半を占め、殆んど自給生活に近い状態で牛、豚、鶏などを飼い、生活は豊かで落ち着いています。人口90%までがポーランド人で占められ、日系入植者は戦前、戦後とも少なく、10家族ほどで、馬鈴薯の種芋栽培が主です。全般にクリチーバ近郊は道路網が完備し、農業者は非常に恵まれています。



(2) サンタ・カタリーナ州

サンタ・カタリーナ州の首都は、フロリアノポリス市で人口約16万人です。

中部高原地帯は、ブラジルで唯一の温帯果樹地帯となっており、州政府、地元市・郡およびJAMIC(事業団)の間で締結した協定に基づき、次の「協定移住地」が設立され、日系農家も入植しています。

a. ラーモス移住地

日系農家62戸, ロッテ面積25ha

リンゴ, ネクタリン, そ菜, 花卉

b. イタジャイ移住地

日系農家7戸, ロッテ面積6ha

そ菜, ミカン

c. カッサ・ドール移住地

日系農家15戸, ロッテ面積25ha

リンゴ, そ菜, 花卉

d. クルシュウマ移住地

日系農家8戸, ロッテ面積10ha

ミカン, そ菜

e. サン・ジョアキン移住地

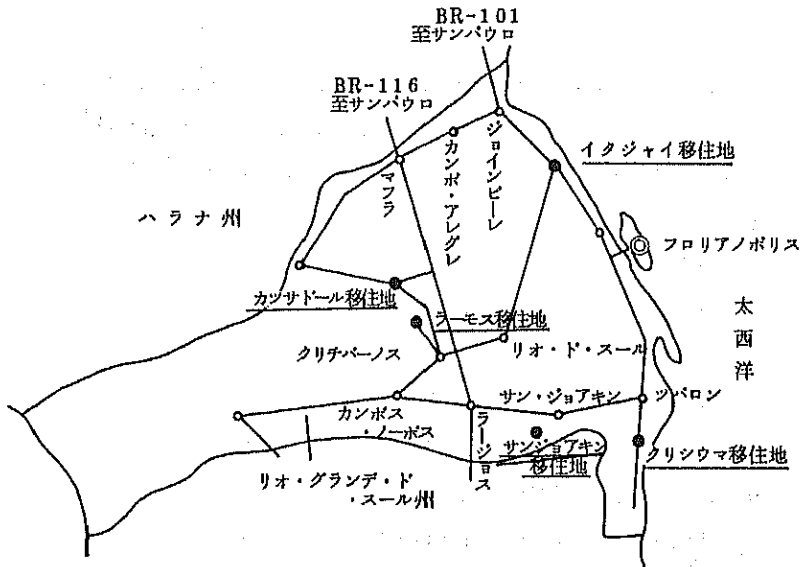
日系農家35戸, ロッテ面積35ha

リンゴ

サンタ・カタリーナ州は、隣接するリオ・グランデ・ド・スール州、パラナ州に比べ、農業開発がやや遅れています。

従って、ブラジル国における農業開発面で、常に先人的役割を果たしてきました。日系農家の進出の可能性は大きいわけで、雇用農の独立用地を求めるのに、同州は、南伯では数少ない残された地域となっております。

サンタ・カタリーナ州略図



(8) リオ・グランデ・ド・スール州

リオ・グランデ・ド・スール州の首都は、ポルト・アレグレ市で人口約110万人、州内の日系農家は約600戸です。同州はブラジルにおける小麦と大豆の主生産地となっています。

1968年度より雇用農受入れが行なわれています。栽培作物は、ブドウ、果樹、そ菜、花卉などで、下記のとおり各移住地の特質があります。

a. イボチ移住地（ポルト・アレグレ市より北へ50km）

日系農家45戸、ロッテ面積5.5ha

ブドウ、柑橘、そ菜、花卉

b. イタチ移住地（ポルト・アレグレ市より北東へ180km）

日系農家16戸、ロッテ面積12.5ha

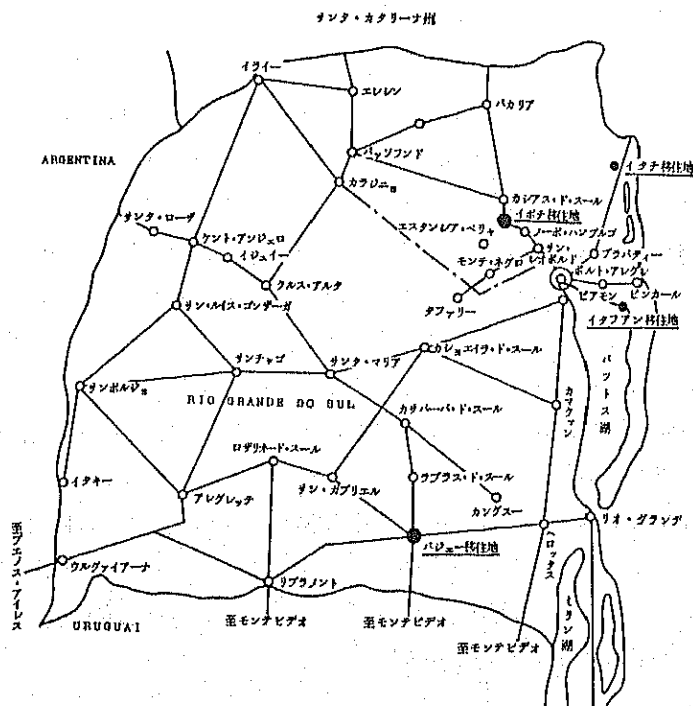
柑橘、花卉、そ菜

c. バージェー移住地

- 日系農家 4 戸, ロッテ面積 4.5 ha  
ブドウ, 桃, そ菜
- d. イタプアン移住地 (ポルト・アレグレ市より東へ 50 km)  
日系農家 16 戸, ロッテ面積 25 ha  
ミカン, そ菜, 花卉
- e. ペロッタス移住地  
日系農家 24 戸, 都市近郊農業
- f. サンタ・マリア移住地  
日系農家 20 戸, 都市近郊農業

イボチ移住地を中心に, 経営基盤が確立されつつありますので, 生産団地としての規模が拡大されるにつれ, 雇用農青年の受入需要も高まっていくものと思われれます。

リオ・グランデ・ド・スール州略図





▲ リンゴ祭のセニオリータ(サン・ジョアキン)

#### 4. 中西伯地方(面積1,879km<sup>2</sup>)

##### 南マットグロッソ州

南マットグロッソ州は、ブラジルの中でも特に開発が遅れた州の1つで、歴史的には、金銀財宝を追い探険隊が歩き、インディオを捕え天然産物の採取に終始し、農業生産はかえりみられなかった地方です。

農業面では、天然ゴム、バウニーリャ(香料)、マテ茶などの採取によって開け、役畜・肉牛が自給のために伸び、ここ十余年間の日系人の入植につれて、とうもろこし、マンジョカ、コーヒー、コンショウ、綿、米などの栽培作物の段階へと脱皮しつつあるというのが現状です。

州の首都は、カンボグランデ市(人口28万人)で、文化・経済的にも、めざましい発展をとげてきております。

南部の日系移住者は、コーヒーを主体とした雑作農であり、同州でも比較的恵まれた環境にあり、経済的にも豊かな農家が多いが、養鶏と柑橘を組合せた農家が多くみられます。ただし、コーヒーは強弱の差はありますが、毎年降霜の害に悩まされている状態です。

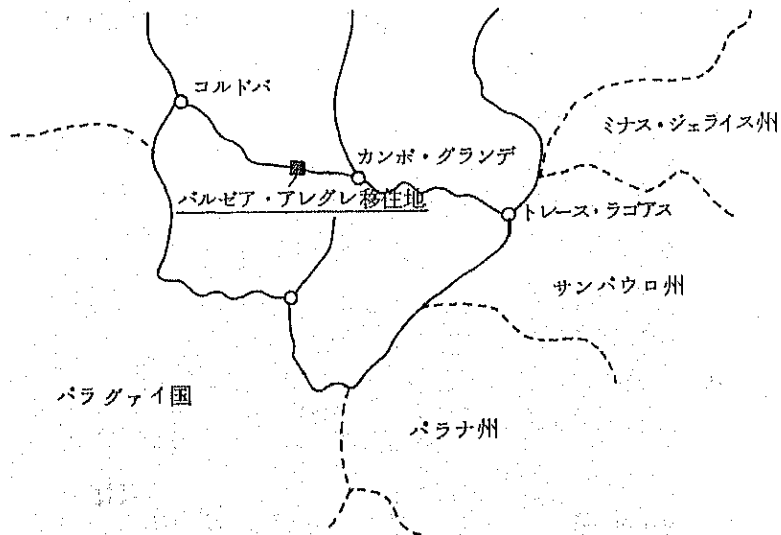
その他、市の近郊では、日系人の野菜作りが多く、カンボグランデ市の場合は、中央マーケットにしる、野菜はほとんど日系人により、供給されています。

バルゼア・アレグレ移住地（カンボグランデ市より45km）

同州で唯一の事業団直営移住地で、現在61戸の日系人が入植し、養鶏を中心として果樹、パイナップルを栽培していますが、最近大面積（300～500ha）の農地分譲により、大型機械による雑作、牧畜が導入されつつあります。

小野田さんも、この移住地で大口土地分譲を受け、牧畜経営をしております。

南マットグロソ州略図



## 5. 東北伯地方（面積1,549千km<sup>2</sup>）

ブラジル東北部9州と、一連邦直轄領（フェルナンド・デ・ノローニヤ島）からなり総面積約1,549千km<sup>2</sup>でわが国の約4.2倍に相当し、ブラジル総面積の18%を占めています。

気候は全域が、熱帯圏に属し、気温は高いが、海岸地帯は、貿易風が年中東から西へと吹いて、暑さを柔らげており、又雨量も年間2,000ミリ内外の降雨があり、農・工・商の産業は、海岸地帯に集中しております。

同地方の経済は古くから砂糖、カカオ、棉花などの第一次産品の生産を基礎とするモノカルチャ構造を示しており、かつ、定期的な旱魃におそわれる苛酷な自然条件下にあって、従来貧困地帯として特長づけられてきましたが、東北伯開発庁の設立により、経済、技術援助を受け入れ、社会、経済の基盤整備の実施で後進性からの脱却が図られています。

同地方在住の日系人移住者は、農業経営が建設期であり、特産地形成化による農家経済の向上を図るため、カカオ、丁字、ビメンタ、ゲアラナ、オールスパイスなど、国際商品生産へ投資が続けられている現状から、この数年は雇用農移住者を受入れる余地は少ないものと思われます。東北部9州約300戸が入植しています。主な移住地は、次の通りです。

### a. ピオ12世移住地

日系農家6戸、養鶏、蔬菜

### b. ピウン移住地

日系農家3戸、蔬菜（スイカ、メロンなど）、花卉

### c. リオ・ポニート移住地

日系農家16戸、花卉（バラ）、キャベツ

### d. ウナ移住地

日系農家34戸、コショウ、ゴム、カカオなど永年作複合経営

### e. イツベラ移住地

日系農家19戸、丁字、マモンなど永年作の複合経営

### f. クビチェック（J.K.）移住地

日系農家55戸、バラ、キクなど花卉を主体とし、キュウリなど野菜などを組合せ

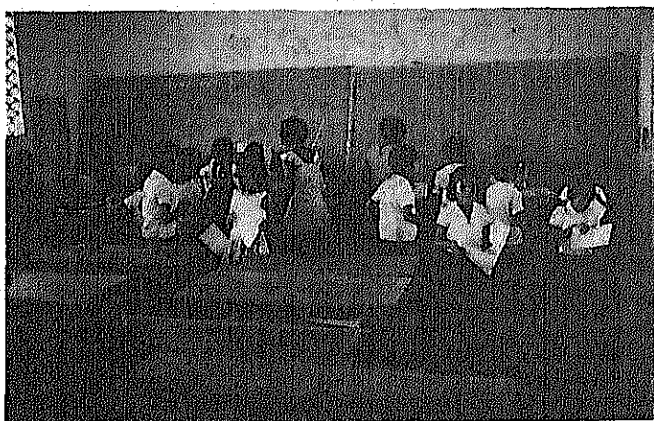
g. タペロア移住地

日系農家38戸、丁字、パパイヤなど永年作

その他散在移住地(7~8ヶ所)に約120戸が入植している。



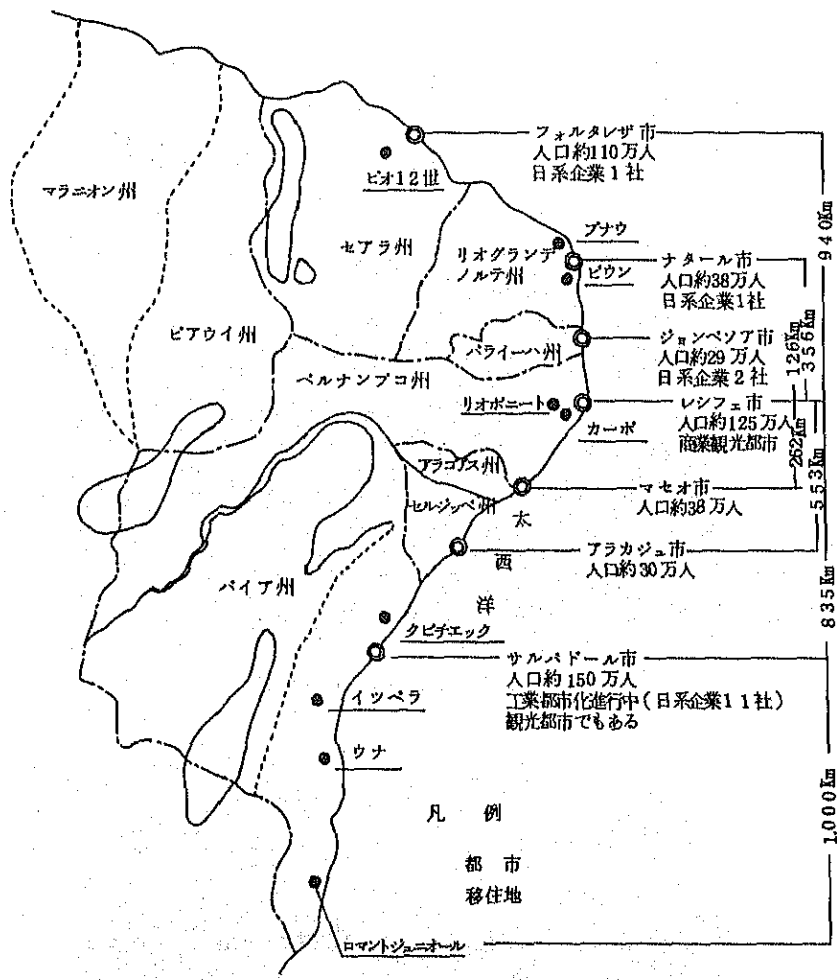
▲ ハワイ・マモン畑(中・北伯)



▲ 日語学校生徒たち(バルゼア・アレグレ)



東北伯各州略図



## Ⅵ ブラジル国の雇用農事情

### 1. 概 況

ブラジル国の邦人雇用農移住の歴史は古く、明治41年笠戸丸でサントス港に上陸したコーヒー園就労の雇用移住者が始まりです。

その後、昭和16年までの33年間に188,901名がブラジルに移住していますが、これら移住者の殆んどはサンパウロを中心とする南部ブラジルのブラジル人経営のコーヒー園就労の雇用農移住者でした。

戦後の移住は、昭和27年から開始されましたが、雇用農移住者の就労先は戦前と異り、日系農家(戦前移住者の農家および戦後自営農移住者並びに雇用農からの独立自営移住者)が殆んどで、営農形態も南伯では花卉、養鶏、養蚕、果樹、そ菜、雑作、牧畜などまた北伯においてはビメンタ、養鶏、そ菜など極めて多岐にわたっています。

昭和27年より昭和59年3月までの移住者は53,333名であり、これの移住形態を分類すると下表のとおりで、その大半が雇用農移住です。

移住者形態分類表(自昭和27年～至昭和59年3月末現在)

	昭27年～ 40年度計	昭41年～ 54年3月末計	昭55年～ 59年3月末計	合 計
自 営 開 拓	6,609			6,609
公 募 雇 用 農	16,832			16,832
指 名 呼 寄	22,093			22,093
技 術 移 住	933			933
そ の 他	463			463
(昭和41年以降移住の形態分類変更)				
自 営 開 拓		253		253
雇 用 農 工		2,370		2,370
商 業, そ の 他		2,060		2,060
近 親 呼 寄		161		161
		1,065		1,065
(昭和55年以降移住の形態分類変更)				
農 技			218	218
そ の 他			111	111
近 親			11	11
			154	154
計	46,930	5,909	494	53,333

戦後移住者の特長は、移住再開当初は家族移住が中心でありましたが、近年は単身青年移住が多くなっていることです。

雇用農移住者は労務契約書に基づく契約期間を終了の後、目標の自営農に向い前進しますが、南伯においては、分益農、借地農を経験した後、土地を購入し自営農として独立するのが一般的なコースで、北伯においては南伯に比較し地価が格段に安価であることから多額な独立資金の自己調達のための分益、借地を経ず、契約期間終了とともに土地を購入し、独立自営農として出発しています。

## 2. 独 立

青年農業移住者の最終目標は自営農として、独立することにあります。

雇用契約期間を無事終了することから、目標の自営農へと歩みを進めますが、独立の道程はなかなか容易ではありません。雇用期間中の日々の労働の中にも、独立にそなえて、常に実習生的な感覚と姿勢を心掛け、この期間を研修、修練の場として、語学、農業技術、農場管理など経営技術の修得、特に地域社会における信用確保のために積極的な努力の積み重ねが必要です。

独立には、雇用就労後に分益農、借地農などの半独立の時代を経験した後独立する方法のほか、雇用就労から直接に土地や営農施設をそろえた上で完全独立する方法とがあります。この独立の方法、ならびに時期については地域により、また各人の語学（ブラジル語）および農業技術の修得度、資金量、経営能力などで差があり一様ではありません。

しかし一般的には雇用就労後1ヶ年間は言葉、農業習得など現地事情を学び、2～3年で農業技術、農場管理の方法などの経営技術のマスターなど、独立についての準備を行ない、その後、独立資金の目途をつけ、充分なる準備のもとに独立するのが標準的な方法です。

しかしながら人によっては、独立資金の調達が容易であったことで雇用1ヶ年後に独立する例もみられますが、農業技術や農場経営の研修不足など未熟のままに独立を急いだことにより、資金の有効的な活用ができないだけでなく、

営農成績も低迷を続けている事例も少なくありません。

したがって独立の時期、場所の選定については、目標達成の絶対的条件となる重要なことですので、パトロン、先輩などの意見を充分に聞き、細心の注意と長期的展望のもとに決定する必要があります。

また、南米の農業といえども、農業生産物市場での優位は常に品質の良いものにあり、同一生産物経営においても収量が多くとも品質に問題があれば、売上高に大きな差が出てくるものであり、独立後の自己の営農を有利に維持するためにも雇用就労中の農業基礎の体得、特に農業技術および経営技術の習得には、旺盛なる研究心と意欲をもって当らねばならぬことを念頭におくことが肝要です。

さらに、独立後、単身で営農を続けることは、農業経営ならびに社会信用上からも不利、不経済が多いので、早い時期に妻帯することが望ましいことです。

### 3. 農業金融

農家が自己資金だけで営農を行なうことは理想的であります。農業も企業化しつつある現在、特にまた雇用農、分益農から独立自営農となる場合において、かなりの外部資金を借入れなければならないこととなります。金融は、信用事業であり、借りる立場にある皆さんはその時にそなえ、日頃から自己の信用を築くことが大切です。

皆さん方が、独立に際し必要資金を借入する場合の金融機関としては、南米銀行、信用組合、一般銀行などの利用が考えられますが、借入を希望する皆さんにとっては、移住後、日も浅く、個人の信用力はもとより、資金借入れの担保となるべきものもほとんどない状況です。

従って、有資格者の保証或は担保の提供がなければ農業金融を利用すること自体が難かしくなって来ます。この意味においても雇用農移住者として移住後の就労態度が、後日自己の信用に極めて重要な結果をもたらすと言うことになるのです。

さて、農業金融機関として、各地域共通に言えるものは、事業団の現

地融資であります。短期貸付と長期貸付があり、個々の事業計画の80%を限度として慎重な審査により貸付を実施していますが、現在、貸付の限度額は、短期資金30万円、長期資金1,200万円となっています。

また、ブラジル現地の公立銀行、或は私立銀行でも農業金融を取扱っており、農業振興政策の中でこの農業金融が最も重視されています。公立銀行と私立銀行を併せて、地域と事業内容により貸付の条件がそれぞれ異なります。

なお借入とは別に、独立に当り親族からの資金送金を得られることは、各現地融資機関の融資許容額の制約などによる不足を補う意味で、独立経営に与える影響は非常に大きいものです。

#### (参考) 農業拓植基金協会の保証制度について

この保証制度は、日本の親族が移住者に独立資金を送金するにあたって金融機関から融資を受ける場合、農業拓植基金協会が次の条件で債務の保証をする制度であり、これまでも多数の人達が活用しています。本制度には利子補給制度があり一般の金利より低利になるため、好条件となります。

#### 1. 金融機関

農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会が主ですが、一般銀行または信用金庫からの融資に対しても保証することができます。(この保証制度は移住者の援護者が金融機関より借入れるときに保証するもので、移住者が直接移住資金などを金融機関から借りるものは保証しませんし、農業拓植基金協会は直接融資は行いません。)

#### 2. 保証期間

据置期間を含め10年以内

#### 3. 保証限度

1人800万円まで(但し特別の事情があると認めるときは、この限度額を超

え保証することもできます。)

#### 4. 保証料

一切必要ありません。

#### 5. 貸付利率

通常、農協、県信連などの金融機関が現在貸出している一般金利となります。

#### 6. 利子補給

全国拓植農業協同組合連合会は国の援助を受けて利子補給を年2.5%、保証期間（借入期間）の範囲内で交付します。また、最近県自ら利子補給金を交付しているところも多くなりましたから金利は低利となります。



▲ ゆったりした移住者住宅（タペロア）

## Ⅶ 応募者の取り扱いについて

### 1. あっせん・送出

- (イ) あっせん人員には制限がなく、常時受付けています。
- (ロ) 送出は、ブラジル国在日大使館による医療、職業選考に合格した後、最も近い事業団指定の航空便によります。

### 2. 資格条件

永住の目的を持ち渡航するもので、身体健全、労働意欲旺盛で下記の要件をみたす者となっています。

#### (イ) 農業移住者の場合

自営農となる意思と資質を有する者で、下記のいずれかに該当する者

① 農業高校卒業以上の者

② ①以外の高校以上を卒業し、6ヶ月以上の農業専門教育を受けた者、又は2年以上の農業経験を有する者

(ロ) 単身の場合は原則として渡航時点において満21歳から30歳までの未婚の男子であること。

(ハ) 若夫婦の場合は、夫が30歳位までで夫婦とも働ける条件を備えているもの。

(ニ) 家族の場合は、家長が21歳から50歳までの男子で、妻のほか15歳以上の男子が1人以上含む家族が望ましい。

(ホ) 農業労働に耐えうる剛健な身体の特主であること。

(ヘ) 心身ともに健全であり、両親、兄弟姉妹も含め特に次の疾病および肉体的欠陥のないこと。

トラコーマ・各種伝染病・結核性疾患・慢性臓器疾患・腺病体質・ガン・  
遺伝性疾患・心臓病・高血圧症・ライ病・性病・盲・聾啞・義眼・精神病・  
アルコール中毒症・麻薬中毒症・不具廃疾（小児麻痺・手足指などの切断・先天性又は後天性畸型）

(ト) 思想堅固で犯罪など反社会的行為をしたことのないもの。

### 3. 近親呼寄移住者

**適用を受ける者** ※伯国外務省回章 5,000 号規定による。

- ・配偶者
- ・直系尊族（父母および祖父母）
- ・直系卑族（未成年の子息・未婚の娘）

#### **留意事項**

下記ア②の花嫁移住を除き伯国官憲の許可は必要ない

ア 配偶者 次の3様がある。

① 呼寄人（夫）の渡航前に結婚（入籍）している場合

—— 近親呼寄移住

② 呼寄人（夫）の渡航後に結婚（入籍）している場合

—— 花嫁移住

③ 入籍時期に関係なく、伯国外国人鑑識手帳を持った夫と同行する場合

—— 同伴渡航

イ 直系尊卑族 父母・祖父母・未成年の子息・未婚の娘

次につき注意する。

(ア) 被呼寄人が父の場合、年令 5 5 才以下の時

総領事によって見解に相違があり、本方式適用につき問題となる場合がある。

該当ケースがある場合、移住センターに事前照会すること。

(イ) 兄弟姉妹関係の呼寄は本方式の適用を受けない。

(ウ) 未成年者の子息とは伯国労働法上 2 1 歳未満をいうが、慣行上 1 8 歳未満と解すること。

1 8 歳以上は本方式の適用を受けない。

(エ) 養子縁組については、日伯慣習上の違いから各選考担当官は厳しい姿勢をとっている。



## Ⅷ 雇用条件について

### 1. 契約期間・給与

(イ) 契約期間は4ケ年ですが、本人の能力次第でパトロンとの話し合いにより契約期限前に独立している青年もいます。しかし、栽培及び経営技術の習得、独立資金の蓄積などで理想的な独立を行なうには4ケ年後も2ケ年程度は就労することが望ましいと思います。

この場合、同一雇用主との再契約が効果的ですが、他の雇用主との契約を希望する場合には事業団の現地支部が紹介、あっせんの手配をとりまします。

(ロ) 給 与 (独身青年の場合) 単位 cr\$ 1cr\$ ≒ 15円

全 国 一 律	
	最低賃金 cr\$166,560
給 与 額	249,840 (166,560×150%)
住居食費 控 除 額	74,952 (166,560×45%)
手 取 額	174,888

注) 昭和59年11月1日現在

移住当初の給与は、ブラジル国労働法に基づき定められた最低賃金に、サンパウロ州の場合は50%、パラ州の場合は25%を加算した額ですが、就労6ヶ月後は、本人の就労状況、能力、経験などを考慮し昇給されます。

昇給は年1回必ず行なわれますが、その額は一定していません。

毎月の給与のほかに年度末1ヶ月分を基準として賞与が支給されます。

若夫婦および家族の場合、成人男子は単身に準じて支給され、また就労可能な妻および子供については雇用主と移住者間で協議の上、決定します。

### (ハ) 住居・食事

住居は雇用主が準備します。食事は原則として雇用主が提供しますが、これらの経費は上記のとおり給与より控除されます。また自炊する場合には別途雇用主と協議することになります。

## 2. 労働

### (イ) 労働時間

ブラジル国農村労働法に定められる労働時間は1日8時間との規制はありますが、パトロンの家族とともに働くことになるため、農業習慣である日の出から日の入りまでの就労となります。

一般的な農村の一日の労働は、早朝、起床(6時~6時30分)と同時にCafé de Manhã(コーヒーとパンなどの軽食)をとり作業に入ります。

午前11時に昼食をとり、午後1時頃まで休息の後、午後の作業につきます。午後3時頃、ビスケット、果物などによるおやつがあり、午後5~6時に作業を終り、6時~6時30分頃夕食が行なわれます。

北伯および南伯ともに労働は概ねこのようにしてなされますが、パトロン、また時期(農繁期、農閑期)により多少の違いはあるものの、労働時間は1日10時間程度となります。

特に南伯の場合、経営内容が多岐にわたっていることから、労働時間も長くなる場合が多く、冬期降霜時には夜半まで就労することもあります。

### (ロ) 労働の内容

#### ◎ 北伯地区(トメアスー、ベレーン市近郊)

ピメンタ栽培:耕地整地、支柱立、植付、結束、施肥、除草、敷草、収穫、湯選、乾燥、包装、出荷などの各作業。また、ピメンタの新植を行なう場合は、山伐り、山焼の作業。

ベレーン近郊においては、ピメンタの他に養鶏、そ菜栽培を取り入れた混合経営農家も多く、この場合は次の作業も行ないます。

養 鶏:鶏舎建築、育すう管理、給飼、集卵、選別、包装、出荷および鶏舎の清掃、消毒などの各作業。

そ 菜:耕地整地、播種、施肥、除草、病虫害防除、収穫、出荷などの各作業。

#### ◎ 南伯地域全域

そ菜栽培:北伯と同じ。

花卉栽培：温室建設，土壤消毒，育苗管理，除草，摘花，包装，出荷の各作業（露路栽培の場合もほぼ同様）。

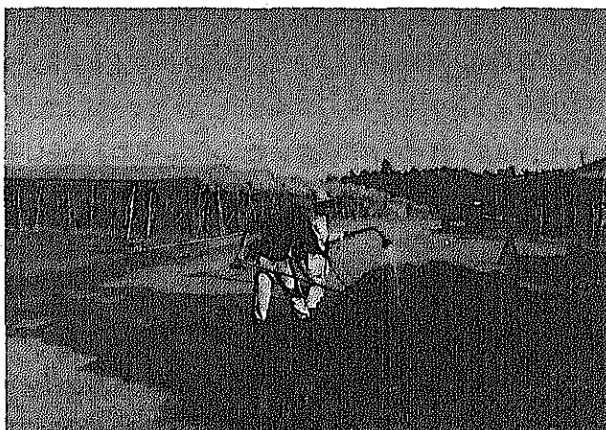
畜産（養鶏）：北伯と同様

（養豚）：豚舎建築，飼育管理，畜舎清掃，出荷などの各作業

果樹栽培：摘果，消毒，灌水，収穫，包装，出荷，剪定，整枝，施肥，除草などの整地中耕作業。

#### （イ）休日

日曜，祝祭日は原則として休日ですが，出荷時期などの農繁期には休日に就労することもあります。この場合は後日，代休があたえられます。



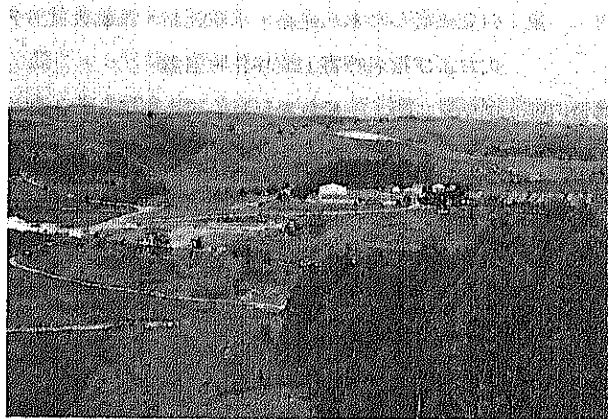
▲ 温室用土壌づくり

## Ⅹ 雇用主のあっせんと訓練講習

### 1. 雇用主のあっせん

移住を希望する方は国際協力事業団(「国内支部一覧表」参照)にあっせんに依頼します。依頼を受けた支部では希望者本人と直接面接の上、海外移住者として適格と判定した場合、本部を経て国際協力事業団海外支部に推せんし、雇用主のあっせんに依頼します。

(注) 現地に引受予定者がある場合は、この引受予定者に引受方の依頼をしますので、あらかじめ移住申込書に引受予定者の住所、氏名を明記すること。また引受予定者には、国際協力事業団海外支部に出向き必要手続をとってもらうよう本人が必ず手紙で依頼する必要があります。



▲ ジャカレー移住地遠景

### 2. 移住者の訓練講習

#### (1) 渡航前訓練講習

##### 1. 農業移住者訓練講習(1ヶ月)

会 場：海外移住センター

対 象：雇用農業移住者、自営開拓移住者および近親呼寄の農業従事者

者で、家族の場合は家長以外の者も受講できる（女性も可）。

期 間：30日間 <回数>年6回

経 費：事業団負担：(イ)現住所から海外移住センター  
(ロ)食糧費の実費（1日、1,340円）  
(ハ)教材の一部  
(ニ)宿泊および訓練講習に必要な経費

受講案内：受講者が都合のいい時にいつでも受講出来るよう現地推せんした者全員に対し、前広に受講案内を出している。

## 2. 工業技術移住者訓練講習

会 場：海外移住センター

期 間：25日間

時 期：渡航希望時期の約2か月前

対 象：引受決定した求人連絡・求職連絡・渡航後就労先あっせん方式および指名呼寄せ工業移住希望者

講習内容：ブラジル語、一般教養科目（現地事情）および技術補完再訓練

経 費：交通費（現住所より海外移住センターまでの往復実費）、宿泊費、食費、教材費は事業団負担

### (2) 海外移住研修生（1年）

会 場：海外移住研修所

対 象：農業移住希望者で原則として18才以上30才までの男子で農業経験のない者で、国内支部長が推せんする者

期 間：所内研修6ヶ月・所外（農家など）研修6ヶ月 計1年で年2回実施、入所は4月または9月

経 費：事業団負担：食糧費（1日当り460円）  
見学研修費の1部（京浜地帯）教材などの1部、その他訓練講習に必要な経費

個人負担：食糧費の不足分（1日460円程度）、入所・退所および所外

研修の旅費，クラブ会費その他，食糧費を含めて月30,000円程度の資金準備を要する。

その他：本研修は農業の基本と体力養成に重点を置いているので訓練もきつく，重労働も多いので落伍者がでることもある。

：募集人員 1回 35名以内

：失業保険の受給資格者は当該地域職安より研修所への入所指導（手続上の）を受けることにより，研修所入所後も失業保険の給付を受けることができる。

(3) 婦人移住者講習（1.5月）

会 場：国際女子研修センター：神奈川県茅ヶ崎市富士見町9-37  
TEL 0467(86)7403

対 象：海外移住を希望する19才以上30才までの未婚女子または近親呼寄（妻）移住の決定した女性

期 間：45日間，年2回実施

経 費：事業団負担：食費1/2・教材費・講習諸経費

個人負担：国際女子研修センターが定めた会費（入会金80,000円，期間中の生活費50,000円），入退所の旅費

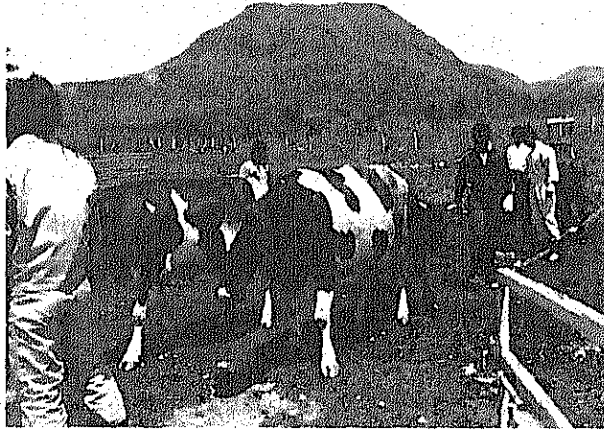
その他：講習対象人員は1回20名で年間40名。

（参 考）

移住者の訓練講習に関し，移住協定の中で次のように定めている。

移住および植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定（昭和35年11月14日調印）

第15条：日本国政府は移住者に対し，ブラジル合衆連邦共和国向けの搭乗に先だち，および可能なときは旅行中にもポルトガル語の知識を与えるよう，あらゆる努力を払わなければならない。



▲ 放牧牛追込み作業・入所2ヶ月目（海外移住研修所）



▲ 日本文化の伝統を知る生花実習  
（国際女子研修センター）

## X 移住手続について

### 1. 移住申込の方法

移住を希望する方は、事業団国内支部で、移住相談のうえ申込み、必要な書類を作成してください。

#### (イ) 必要書類

移住申込書……………	( 支部備付用紙 )	3 通
健康診断書……………	( 〃 )	1 通
戸籍謄本……………	( 希望者本人準備 )	5 通
写 真……………	( 〃 )	5 枚
渡航費支給申請内申書……………	( 支部備付用紙 )	1 通

注) その他支部が求める書類

#### (ロ) 現地推せん

国内支部は当該申込者の適格条件を確認のうえ、移住申込書、戸籍謄本写真3枚および当該書類を事業団本部に送付し、本部は当該移住申込書に基づいて、在外支部に雇用主のあっせん、労務契約書作成、ブラジル国労働省移



▲ 海外移住センター



民局（SIMIG）に導入許可申請を依頼するため、現地に推せんします。

## 2. 適格通知書

事業団本部は、在外支部から送付された労務契約書の内容を審査し、ブラジル国労働省移民局（SIMIG）の導入許可を確認したうえ適正と認められる者に対し国内支部を通じて「適格通知書」を移住申込者に交付します。

## 3. 永住査証の付与

伯国労働省移民局（SIMIG）から入国許可が与えられた者に対し、在日ブラジル大使館（東京）において、面接による本人確認と再度の健康診断および無犯罪なることを確認の上、永住査証が与えられます。

## 4. 渡航手続・搭乗集結

適格通知書の発給を受けた移住希望者は、国内支部において次の手続を行います。

- (イ) 健康診断……………官公立病院で受診。
- (ロ) 旅券申請……………県庁旅券担当課で申請。
- (ハ) 警察証明書……………県警鑑識課で申請。
- (ニ) 選考書類……………国内支部で指示する書類。

※ 上述証明書、書類を完備したうえ、海外移住センターに国内支部を通じ提出します。書類提出を受けた海外移住センターでは、国内支部を通じ搭乗集結のための海外移住センター入所通知を当該移住者に発給します。

入所中の手続は次のとおりで詳細については国内支部で指導しています。

- (イ) 渡航費などの支給……………渡航費支給対象者は印鑑を必要とします。
- (ロ) 携行金のドル交換
- (ハ) 旅券手交、その他
- (ニ) 訓練講習受講旅費の支給……………家族構成、海外移住センターまでの距離により支給額が定められます。

- (ホ) 別送荷物の税関申告と通関……………再梱包経費を若干必要とします。
- (ヘ) 荷物明細書大使館認証……………翻訳料を含め認証料1件につき最低8千円を要します。

## 5. 携行荷物

携行荷物の内容は移住者各人の希望、荷物の所有状況などにより異なりますので、一概に規定することは出来ませんが、移住先国の通関料などの問題のほか、渡航時に同時携行する場合、携行許容量（1個32kgを2個まで）を超えるときの超過運賃（1kgにつき一等航空運賃の1%）の問題もありますので、これなどをよく考え合はせたりえて携行荷物を決めることが必要です。

なお、荷物は別便運送（航空便、船便）の方法もありますので、荷物の準備と送り出しにあたっての詳しいことは、国内支部又はセンターにご相談ください。

## 6. 渡航費支給

渡航決定移住者は、出発日（成田空港から飛行機）の12日前に国際協力事業団の海外移住センター（横浜）に入所します。（この間の宿泊費、食費などは無料）。ここで現地事情、語学講習を受け、渡航費および受講旅費が支給されます。

（参 考）

ア。渡航費支給基準

○雇用農の場合

・ 単身者	$\left\{ \begin{array}{l} \text{前年度所得 200 万円未満の者} \\ \text{〃 200 万円以上の者} \end{array} \right.$	80%
		0

・ 家 族	$\left\{ \begin{array}{l} \text{前年度所得 180 万円未満の者} \\ \text{〃 180 ～ 300 万円} \\ \text{〃 300 万円以上の者} \end{array} \right.$	100%
		80%
		0

○自営農の場合

}	前年度所得 350 万円未満の者	100%
	#    350 ～ 480 万円	80%
	#    480 万円以上の者	0

1. 受講旅費

現住所（移住申込の折提出した住民票の住所）から海外移住センター（横浜市）までの交通費（普通急行料金を含む）の片道支給。

但し、渡航費の支給は本人および家族の年間所得によりますので、渡航費補助の対象外となり全額自己負担となることもありますので詳しくは国内支部にお問合せください。

## XI 現地到着から独立まで

### 1. 雇用から独立まで

雇用の段階から将来の自立当農をめざして日々の労作業に精通することが、独立への基礎的要件であることはいうまでもありませんが、一口に独立といっても次の要件を充し得る経験・能力が必要です。

- (イ) 栽培適地を識別し得る経験と知識を積むこと。
- (ロ) 自己資金の蓄積と、つなぎ資金を得るに足るような信頼される栽培管理技能を身に付けること。
- (ハ) 融資を必要とする時に、保証人に困らないように、日頃から信頼される人間になるよう努力すること。

### 2. 就労態度としての必要事項

#### (イ) 雇用期間中の知識修得

雇用後1ケ年間は、現地事情の精通、2～3年目で農業技術ならびに経営技術の修得と独立のための諸準備を行うのが妥当です。

- (ロ) 雇用青年は、雇用主家族と雇用期間中、日常生活を共にするわけですが（所謂、住込み）家族の一員となる心構えとともに生活面には、青年らしい節度をもつ事が必要です。

また同居の場合が殆んどですので、プライバシーについて神経質になると堪えられなくなることもあり注意することが必要です。

- (ハ) 常に実習生的な感覚と姿勢をもつよう心がけることが必要です。

又将来、自分が独立したい時に実際に役立つ面を学びとるよう心がけましょう。

特にサラリーマン的態度では、就労は堪えがたいこともあり、また、ただの日雇い人夫的な存在でも、移住した意義が無くなってしまいます。

- (ニ) 栽培、技術面のみでなく経営技術（購販売、経営管理、資金調達、能力などの養成）などについて習得することが最も大切です。

- (ホ) 近代青年的なセンスとスマートさが必要です。

コロニアには、ややもすると、日本の古い農耕風習が時と場合によっては見受けられることがあります。

これらにまどわされることのないようにこれに対しての自己の的確な判断力をもつことが肝要です。

しかし移住地には、反面、現在母国では失われつつある日本古来の良い慣習なども現存するので、これを尊重し、溶け込むよう、心掛けることも大切です。

(v) 特に必要なのは青年らしい情熱と、次代を担うのは自分達だという心構えと良い意味での根性が必要です。

(vi) 移住後の就労、生活態度は、将来自分が独立するに際して最も必要な信用にかかわるものであることを念頭におき誠意をもってことに当る態度が大切です。

## 資 料 篇

1. 在外公館リスト(ブラジル国内) .....	79
2. JICA 国内・在外(ブラジル国内)機関一覧表.....	81
3. 都道府県人会組織一覧表 .....	83
4. ブラジル国戦後集団移住地別入植者数一覧表 .....	86
5. ブラジル農業概況 .....	90
6. 移住関係法規 .....	97
7. 戦後出身県別・年度別ブラジル移住者人数表 .....	105

1. 在外公館リスト(ブラジル国内)

◎在ブラジル大使館

Embaixada do Japão, Avenida das Nações, Lote 39, 70000  
Brasília, D. Federal, Brasil. (Caixa Postal 07-0891)  
電話 242-6475, 242-6454 電略 TAISHI BRASILIA

○在クリチーバ総領事館

Consulado Geral do Japão, Rua Marechal Deodoro 51,  
Edifício Wencslau Glazar, 15º andar, 80000 Curitiba  
Paraná, Brasil. (Caixa Postal 6028)  
電話 (041)224-3861, 224-3753 電略 RYOJI CURITIBA

○在サン・パウロ総領事館

Consulado Geral do Japão, Avenida Paulista 475, 5º~8º  
andar, 01311 São Paulo-SP, Brasil. (Caixa Postal 361)  
電話 (011)287-0100(代表) 電略 RYOJI SAOPAULO

○在ベレーン総領事館

Consulado Geral do Japão, Travessa Dr. Moraes No.46  
66000 Belém, Pará, Brasil. (Caixa Postal 912)  
電話 (091)222-1900, 222-1691 電略 RYOJI BELEMPARA

○在ポルト・アレグレ総領事館

Consulado Geral do Japão, Av. Joao Obino, no 467-Bairro  
Petrópolis, 90000 Porto Alegre, Rio Grande do Sul  
Brasil. (Caixa Postal 1022)  
電話 34-1299(代表), 34-1125, 34-1742  
電略 RYOJI PORTOALEGRE

○在リオ・デ・ジャネイロ総領事館

Consulado Geral do Japão, Praia do Flamengo, 200, 10<sup>o</sup>,  
andar 22210, Rio de Janeiro, RJ, Brasil.

電話 (021)265-5252, 245-1714 電略 RYOJI RIODEJANEIRO

○在レソーフエ総領事館

Consul Geral do Japão, Avenida Dantas Barreto, 191  
Edifício Santo Antônio, 3<sup>o</sup> andar, 50000 Recife, Pernambuco,  
Brasil. (Caixa Postal 502)

電話 (081)224-1930, 224-2059 電略 RYOJI RECIFE

○在マナオス総領事館

Consulado Geral do Japão, Rua Ferreira Pena, 92 69000  
Manaus, Amazonas, Brasil. (Caixa Postal 307)

電話 (092)232-2000, 234-2521 電略 RYOJI MANAUS



2. (1) J I C A 国内機関一覧表

機 関	所 在 地	電 話
移住事業部 国内事業課	〒160 東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル内 私書箱216号	03-346-5349
付属機関		
海外移住センター	〒235 横浜市磯子区西町16-5	045-751-1121(代)
海外移住研修所	〒371 -02 群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字 溝ノ口4114	0272-83-3225(代)
国内支部・担当地域		
北海道支部 (北海道)	〒060 札幌市中央区北一条西5 (北一条ビル内)	011-221-6661(代)
東北支部 (青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島)	〒980 仙台市一番町一丁目3番1号 (日本生命仙台ビル8F)	0222-23-5151(代)
関東支部 (新潟・茨城・栃木 群馬・埼玉・千葉 東京・山梨・長野 神奈川・静岡)	〒160 東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)	03-359-8281(代)
中部支部 (富山・石川・岐阜 三重・愛知・福井)	〒460 名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052-221-7103(代)
関西支部 (滋賀・京都・大阪 奈良・和歌山・兵庫)	〒530 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル8F)	06-345-3621(代)
中国支部 (鳥取・岡山・島根 広島・山口)	〒730 広島市中区中町7番32号 (日本生命広島ビル8F)	082-247-2851(代)
四国支部 (香川・愛媛・徳島 高知)	〒760 高松市番町5-1-24 (観光ビル内)	0878-33-0901(代)
九州支部 (福岡・佐賀・長崎 大分)	〒812 福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092-451-3380(代)
熊本出張所 (熊本・宮崎・鹿児島)	〒860 熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	0963-22-1315(代)
沖縄支部 (沖縄)	〒900 那覇市西3-10-102	0988-68-0136(代)

## (2) 在外支部（ブラジル国内）一覧表

機 関	所 在 地	電 話
リオ・デ・ジャネイロ	〒CET 22220 Rua Barão do Flamengo, No. 22, Apto. 602 Flamengo, Rio de Janeiro, Estado de Rio de Janeiro, Brasil	(021)205-1194 205-1096
サン・パウロ	〒CEP 01508 Rua São Joaquim, 381 6ª andar Liberdade, São Paulo, Brasil	(011)279-6577
ベレーン	〒CEP 66000 Rua 15 de Novembro No. 226 Apto. 701/5 Ed. Chamie, Belém, Estado do Pará, Brasil (Caixa Postal No. 421) (Belém, Pará, Brasil)	(091)222-0056 222-0118 222-0244
レシフェ	〒CEP 50000 Av. Dantas Barreto, 191 Edifício Santo Antônio, S/222 Recife, Pernambuco, Brasil (Caixa Postal, 1627) (Recife, Pernambuco Brasil)	(081)224-2423
ポルト・アレグレ	〒CEP 90000 Rua Garibaldi, 960, Porto Alegre, Rio Grande do Sul, Brasil 上記住所または私書箱 (Caixa Postal Nº2698, Porto Alegre RS, Brasil.) 宛	(0512)24-5141 21-4925

3. 都道府県人会組織一覧表

県名	会長名	実務担当	電話	住 所	CEP
	名誉会長 和田周一郎		278-3080	R. Paulo Orozimbo, 591 - Cambuci	01536
	顧問 藤井 卓治		548-8618	R. Marivaldo Fernandes, 79 - Interleagns	04792
会長	高野 芳久	羽田 武人 藤井 麟雄	270-5224	Av. da Liberdade, 486 - 2° SLs/22 - Liberdade	01502
北海道	高橋 末吉	林 剛	279-6663	R. Piras da Mota, 315 - Aclimação	01529
青 森	沢川 正吉	成田 勇	270-1599	R. Siqueira Campos, 62 - Liberdade	01509
岩 手	村松吉次郎	鈴木 直人	270-2383	R. Tomás Gonzaga, 95 - Liberdade	01506
秋 田	三浦 貞一	深井貞之輔	278-7095	R. Tomás da Lima, 569 - Liberdade	01513
山 形	国井 猛	竜口 一雄	278-8781	Av. da Liberdade, 486 s/24 - Liberdade	01502
宮 城	中沢 宏一	奥田 慎	544-0374	R. Franca Pinto, 271 - V. Mariana	04016
福 島	茂木今朝寿	瀬尾 義一	278-8499	R. da Glória, 332 - s/32 Liberdade	01510
栃 木	菊地 暉平	増田 守	544-4907	R. Capitão Cavalcanti, 56 - V. Mariana	04017
茨 木	若松 孝司	岡田昭三郎	279-8515	R. Bueno de Andrade, 756 - Aclimação	01526
埼 玉	加藤 安友		291-4616	R. Ibitinga, 263 - V. Bertioga	03186
千 葉	鈴木 欣策		63-7225	R. Comandante Taylor, 58 - Ipiranga	04218
東 京	多羅間俊彦	近沢 美雄	283-0233	Av. Paulista, 509 - 11° and. - e j - 1104	01311
群 馬	小林 一雄	高山 雅夫	279-3659	R. São Joaquim, 526 - Liberdade	01508
神奈川	塩田 憲一		279-9832	R. Conselheiro Furtado, 1003	01511
新 潟	原沢 文夫	佐藤 皓一	279-5116	R. Pandia Calógaras, 153 - Aclimação	01525
富 山	田村芳次郎	辻 正治	270-3083	R. Pandia Calógaras, 87 - Aclimação	01525

地名	会長名	実務担当	電話	住 所	CEP
石川	中西 忠勇	松村 良作	278-7271	R. Sinimbu, 149-Liberdade	01507
長野	柳沢 秋雄	滝沢 五郎	36-1268	Pca. da Liberdade, 130-9 <sup>o</sup> -910-Liberdade	01503
山梨	高野 芳久	野沢 光次	278-8143	R. Tomás de Lima, 545-Liberdade	01613
静岡	後藤 宗治		813-7442	R. Cardeal Arcoverde, 2417-Pinheiros	05407
岐阜	小瀬 真澄	丹羽 勇	279-8073	R. Bueno de Andrade, 446-Aclimação	01526
愛知	羽田 宗義	佐々木朝雄	239-2682	R. Santa Luzia, 74-Liberdade	01513
三重	浜田 良一	杉谷 茂一	278-6412	R. Bueno de Andrade, 265-Aclimação	01526
奈良	梅崎 嘉明		276-0178	Av. Curaino, 3473-V. Morais	04133
福井	牛岩 精喜		476-1467	R. Calmo Ignacio da Silva, 466 Jd. Realce-Suzano	08600
滋賀	大原 毅	小西謹治郎	571-9659	R. Bras Cubas, 415-Morro de Aclimação	04109
和歌山	味村 利光	玉置 海三	279-6771	R. Jte. Otavio Gomes, 88-Aclimação	01526
大阪	下平尾友一	寺沢 照明	572-3927	R. Domingos de Morais, 1581-V. Mariana	04009
兵庫	和井 武一	葛山 正一	270-0025	R. da Glória, 279-5 <sup>o</sup> -a/51-Liberdade	01510
岡山	宮原 毅	川上桂太郎	270-3487	R. de Glória, 734-Liberdade	01510
広島	中川 清八	猪原 元三	278-8501	R. Bueno de Andrade, 154-Aclimação	01526
鳥取	徳尾 恒寿	後藤 隼美	63-3710	Tr. Buenópolis, 10-V. Monumento	01553
島根	平田 公泰	安達敬之助	255-2611	R. Santa Luzia, 87-Liberdade	01513
山口	河添 清	永田 賢治	278-6074	R. Pirapitingui, 72-Liberdade	01508
香川	香川 和三	山下 晴哉	276-0281	R. Itaiqu, 422-8, -Mirandópolis	04052
愛媛	関谷 由忠	佐藤 福繁	544-2012	R. Jorge Tibiriça, 898-V.	04126
徳島	今川 朋一		549-0074	R. Cubatão, 762-apt. 51-V. Mariana	04013

地名	会長名	実務担当	電話	住所	CEP
高知	矢野登良企	吉本 義清	211-8246	R. Cardeal Arcoverde, 2810 - Pinheiros	05408
福岡	中村 勲	佐竹 健	278-3123	R. Saturno, 238 - Acilimeção	01531
長崎	高木 正明	伴 不二雄	279-8518	R. da Glória, 332 - 6° a/62 - Liberdade	01510
大分	宮本 邦弘	矢野 広三	279-8518	Av. da Liberdade, 486 - 2° a/205 - Liberdade	01502
佐賀	島ノ江次郎	志村 晋司	278-7254	R. Pandia Calógers, 108 - Acilimeção	01525
宮崎	芭岐 盛広	安藤善兵衛	278-4689	Av. da Liberdade, 486 - 2° SL-a/21 - Liberdade	01502
熊本	水本 光秋	永田 政人	278-7966	R. Tomás de Lima, 625 - Liberdade	01513
鹿児島	玉利 剛志	白田 正	62-2540	R. Itajobi, 54 - Pacaembu	01246
沖縄	花城 清和	瑞穂寛長申	36-8823	R. Tomás de Lima, 72 - Liberdade	01513

4. ブラジル国戦後集団移住地別入植者数一覧表

管轄支部名	移住地名	58. 4. 1				59. 4. 1				備考
		入植者数		農家戸数		入植者数		農家戸数		
		戸数	人数	居住	非居住	戸数	人数	居住	非居住	
リオ・デ・ジネイロ	フンシャール	32	157	32	-	32	157	32	-	
	サン・ロレンソ	2	6	2	-	2	5	2	-	
	小計	34	163	34	-	34	162	34	-	
サンパウロ	ピニヤール	55	333	54	-	55	337	54	-	
	ジャカレイ	50	244	46	-	48	241	44	-	
	パルゼア・アグレ	61	311	60	64	63	317	62	64	
	グアタパラ	119	623	115	-	118	617	114	-	
	日光	28	213	28	2	28	213	28	2	
	ムンド・ノボ	15	93	15	-	15	93	15	-	
	桜高森	76	432	76	-	76	432	76	-	
	アウリ・ベルデ	15	63	15	11	16	68	16	11	
	小計	419	2,312	409	77	419	2,318	409	77	
	ベレーン	第二トメアス	125	564	125	-	118	512	97	18
グアマ		41	209	41	-	36	172	35	-	
アラ		60	225	52	2	62	230	54	-	
モンテ・アグレ		34	149	30	-	35	174	30	-	
エゼニオ・サリス		45	237	43	-	44	232	42	-	
ベラピスタ	35	187	35	-	34	168	33	-		

管轄支部名	移住地名	58. 4. 1				59. 4. 1				備考
		入植者数		農家戸数		入植者数		農家戸数		
		戸数	人数	居住	非居住	戸数	人数	居住	非居住	
ベレオン	ベラピスタ	35	187	35	—	34	168	33	—	カパネマを含む
	トレゼ・デ・セブラ	14	100	16	—	17	107	15	—	
パラ州内の散在	第一トメアス	259	1,128	249	5	261	1,306	251	—	
	サンタイザベル	127	633	126	—	68	355	67	—	
	カスタニヤール	180	820	125	—	160	733	117	—	
	イガラッペアス	37	180	39	4	38	174	37	—	
	サンタ・マリア	24	131	30	6	22	110	22	—	
	ノーボ・チンボアワ	63	276	56	—	47	211	40	—	
	カピトンポソ	24	131	37	—	25	110	22	—	
	アバエテツバ	56	265	56	—	47	200	40	—	
	アルタミラー	30	117	21	—	24	83	10	—	
	サンタレオン	75	308	45	—	76	313	44	—	
パ以外 州散在	ブジヤル	22	110	25	3	—	—	—	—	
	サント・アントニオ・ダア トランス・アマゾンカ	—	—	—	—	52	278	49	—	
ベレオン	サンルイス	31	144	20	—	36	159	20	—	
	アリケメス	49	164	35	—	49	218	32	—	
	ジ・パラナ	90	486	55	—	90	450	55	—	
	リオ・プランコ	26	109	12	—	26	110	12	—	

管轄支部名	移住地名	58. 4. 1				59. 4. 1				備考
		入植者数		農家戸数		入植者数		農家戸数		
		戸数	人数	居住	非居住	戸数	人数	居住	非居住	
ベレイン	アピスタ	11	64	8	—	12	67	10	—	
	アマパ直轄州	43	210	23	—	48	223	26	—	
	マナオス近郊	20	89	19	—	—	—	—	—	
	アマゾンナス州	350	1,609	75	—	336	1,680	36	—	
その他	パラ州	320	1,750	115	—	485	2,219	39	—	
	マラニョン州	32	153	21	—	35	157	1	—	
	ピアワイ州	3	20	—	—	3	15	—	—	
	小計	2,226	10,566	1,534	20	2,299	10,819	1,247	18	
レシーフ	ピオ12世	6	15	6	—	6	20	6	—	
	ピワン, プナウ	4	11	4	—	4	8	4	—	
	リオ・ボニート	16	77	16	—	15	51	13	—	
	カ—ボ	3	9	3	—	5	7	3	—	
	アラゴアス州	17	61	7	—	16	65	6	—	
	クビチェック	55	253	55	—	55	260	45	—	
	タヘリアニロヘンガニーア	38	123	33	—	38	123	38	—	
イソベラ	19	75	19	—	15	75	13	—		
ワガビラ—バ	34	168	29	—	34	170	25	—		
					4	6	6	2	—	



管轄支部名	移住地名	58. 4. 1				59. 4. 1				備考	
		入植者数		農家戸数		入植者数		農家戸数			
		戸数	人数	居住	非居住	戸数	人数	居住	非居住		
レシーフ = 南バイヤ S.F. 中洗炭	カラベラス	27	134	19	-	27	134	19	-		
	ノーバ・ピリーザ	12	71	12	-	12	71	12	-		
	ジエラーナ	19	101	19	-	19	101	19	-		
	クラサ					21	56	26	-		
	マニローバ					19	45	19	-		
	小計	250	1,098	222	-	290	1,192	250	-		
	ポルト・アレグレ	ラモス	57	289	57	5	57	291	57	5	
		カッサドール	14	60	14	1	14	62	14	1	
		イタジマ	6	24	6	-	6	25	6	-	
		クワマ	7	26	7	1	6	24	6	1	
サン・ジョアキン		35	162	35	-	35	162	35	-		
イボチ		45	262	45	-	45	262	45	-		
イタタ		16	92	16	-	16	92	16	-		
イタア		12	71	12	4	12	72	12	4		
パジェ		4	15	4	-	4	15	4	-		
ペロッタ		66	249	24	-	66	250	24	-		
サンタ・マリア	31	138	20	-	31	140	20	-			
小計	293	1,388	240	11	292	1,395	239	11			
合計	3,222	15,527	2,439	108	3,334	15,886	2,179	106			

## 5. ブラジル農業概況

### 1. 概況

(1) 農業はブラジルの重要な産業であり、1980年農林、牧畜、水産業従事者は経営活動人口の約30%を占めています。

農牧林業産品は次表1のとおり主要な輸出品目を構成しています。

(表1) 農牧林業産品の輸出実績 単位：百万ドル FOB

品 目	1976	77	78	79	80	比率%
コ ー ヒ ー (豆)	2,173	2,315	1,947	1,918	2,486	24.7
大 豆 粕	792	1,150	1,048	1,136	1,449	14.4
砂 糖	307	463	350	364	1,287	12.8
コ コ ア	301	610	731	877	671	6.7
大 豆 油	175	274	283	327	421	4.2
大 豆 (豆)	789	708	170	179	394	3.9
木 材 及 び そ の 製 品	136	158	195	316	386	3.8
オ レ ン ジ ・ ジ ュ ー ス	101	117	333	281	339	3.4
イ ン ス タ ン ト ・ コ ー ヒ ー	225	326	348	408	285	2.8
プ ロ イ ラ ー	20	32	47	81	207	2.1
皮 及 び 毛 皮 類	139	143	168	232	178	1.8
葉 煙 草	161	186	239	284	137	1.4
マ モ ナ 油	77	88	110	113	115	1.1
落 花 生 油	60	38	57	74	86	0.9
カ ジ ュ ー ・ ナ ッ ト	18	24	24	38	69	0.7
胡 椒	32	40	60	47	53	0.5
そ の 他	833	1,127	875	1,041	1,488	14.8
農 産 物 計	6,312	7,799	6,985	7,716	10,051	100.0
総 輸 出 額	10,128	12,120	12,659	15,244	20,132	
総輸出に占める農産物比率	62.3	64.3	55.2	50.6	49.9	

出所：CACEX

注：農牧林業産品とはブラジルの輸出関税区分の中  
畜産物、農産物、油脂農産加工品、木材および  
加工品、皮革の項目を合計したもの。

(2) 農業開発は、歴代政権の主要施策の一つとして取りあげられ、この結果次表2にみられるように近年とうもろこし、大豆など主要農産物の伸びが顕著になっています。

(表2)

## 主要農作物生産実績

(1976~80年度)

作物別	収穫面積 1,000ha					生産量 1,000ト				
	1976	77	78	79	80	1976	77	78	79	80
イ. 穀物類										
とうもろこし	11,118	11,797	10,151	11,380	11,450	17,751	19,256	13,569	16,306	20,374
米	6,656	5,992	5,624	5,480	6,262	9,757	8,994	7,296	7,595	9,748
小麦	3,539	3,153	2,801	3,831	3,107	3,216	2,066	2,691	2,927	2,641
フェイジョウソ(豆)	4,059	4,551	4,617	4,212	4,647	1,840	2,290	2,194	2,186	1,969
ソルゴ(きび)	122	178	105	81	79	227	435	228	122	182
大麦	49	94	89	85	74	62	95	144	98	93
からす麦	36	40	56	63	77	39	37	54	58	75
計	25,579	25,805	23,443	25,132	25,696	32,892	33,173	26,172	29,292	35,082
ロ. 工業原料作物										
砂糖きび	2,093	2,276	2,391	2,537	2,612	2,612	103,173	120,082	129,145	146,290
マンジョカ	2,094	2,176	2,149	2,111	2,046	2,046	25,443	25,929	25,459	24,045
棉花	1,547	1,535	1,471	1,286	1,345	1,345	1,330	1,463	1,180	1,437
煙草	280	311	328	326	324	324	299	357	405	407
サイザル麻	281	296	270	288	297	297	166	225	202	235
ジュート	48	34	17	25	24	24	39	35	17	26
ラミー	10	8	6	6	7	7	19	14	7	17
計	6,354	6,630	6,532	6,579	6,655	6,655	130,469	148,105	156,415	172,457
ハ. 油脂原料作物										
大豆	6,417	7,070	7,778	8,331	8,767	8,767	11,227	12,531	9,540	15,153
落花生	371	229	254	289	314	314	510	321	325	483
マ(ひま)	260	254	350	375	450	450	217	224	317	283
計	7,048	7,553	8,382	8,985	9,558	9,558	11,954	13,076	10,182	15,919
ココヤシ(1)	159	160	163	159	164	164	465	473	473	525
ニ. 嗜好作物										
コーヒー	1,121	1,941	2,184	2,406	2,415	2,415	752	1,951	2,535	2,133
ココア	407	413	447	454	470	470	232	250	284	228
ガラナ	2	2	3	4	4	4	0.3	0.4	0.7	0.7
茶	5	5	5	5			8	8	9	
計	1,535	2,361	2,639	2,869	2,889	2,889	992	2,209	2,828	2,361
ホ. 香辛作物										
胡椒	11	13	16	20	24	24	30	38	47	62
ニンニク	6	6	7	8	12	12	21	22	24	48
計	17	19	23	28	36	36	51	60	71	110

作物別	収 穫 面 積 1,000ha					生 産 量 1,000トン				
	1976	77	78	79	80	1976	77	78	79	80
へ、野菜類										
馬鈴薯	200	196	211	204	182	182	1,898	1,896	2,014	1,948
トマト	47	52	56	57	50	50	1,167	1,298	1,465	1,526
玉ねぎ	58	61	57	74	68	68	431	488	488	697
計	305	309	324	335	300	300	3,496	3,682	3,967	4,171
ト、果実類										
オレンジ(1)	414	422	455	475	575	575	35,841	35,823	39,132	54,347
バナナ(2)	312	352	328	344	374	374	382	428	416	462
ぶどう	61	60	58	60	57	57	628	660	667	446
パイナップル(1)	26	26	27	27	25	25	346	366	383	377
りんご	5	7	7	8			212	231	259	
計	819	867	875	914	1,031	1,031	37,409	37,508	40,857	55,622

出所：IBGE, CEPAGRO

注：(1)の生産量単位は百万個、

(2)百万房

(3) しかしブラジルの農業は、その生産性および生産高からみて、他の農業先進国に比べ、開発がおくれており、次表3にみられるように年々相当額の食糧を含む農牧林産物を外国から輸入しています。

このため現政権は、発足当初から農業振興を特に重視し、

農産物に対する最低価格の保障、農業に対する低利の融資

早魃、豪雨など災害に対する補償制度

などの振興策を打出し、その成果が上りつゝあります。

(表3) 農牧林業産品の輸入実績 単位：百万ドル FOB

品 目	1976	77	78	79	80	比率%
小麦	546	290	412	412	822	37.5
米	5	0.3	17	17	100	4.6
牛肉	16	29	90	90	96	4.4
りんご	79	88	112	112	72	3.3
麦	64	69	60	60	64	2.9
木材および製品	17	25	37	37	50	2.3
にんにく	27	45	51	51	42	1.9
西洋梨	18	28	30	30	22	1.0
オリブ油	13	11	8	8	22	1.0
皮および毛皮類	13	14	21	21	17	0.8
その他	205	265	597	597	877	40.2
農産物(計)	1,022	864	1,435	1,435	2,184	100.0
総輸入額	12,277	11,999	13,683	13,683	22,955	
総輸入に占める農産物比率	8.3	7.2	10.5	10.5	9.5	

出所：CACEX

## 2. ブラジル農業と日系人

(1) ブラジルの農業は、伝統的な砂糖きび、コーヒーなどのモノカルチャー的農業で、自然の地力を掠奪して開拓前線を広げてゆく農法であって、この結果耕作不能となって放棄されていた旧耕地が多くありました。

邦人（日系人）農業者は、これ等の土地を含めて小面積でも高度の収量をあげることの出来る集約施肥農業をはじめ、従来のブラジル農法に一大革新をもたらしました。

(2) 日系人が農作物の栽培面で果たした役割も極めて大きく、なかでも野菜、果樹、工業作物、樹木、花卉、畜産などについて優良新品種の導入あるいは改良農業技術の向上、農作物流通機構の確立、のほか産業組合の結成による農業者の経営、生活の安定などに尽し、ブラジルの農業振興に貢献したことは、高く評価され、日系人なくして今日のブラジルの農業はなかったとまで言われています。

㊦ ① 日系人（邦人）の導入した代表的新品種あるいは改良した作物名。

### ア. 果実類

(ア) 導入…アバカテ、パイナップル、すもも、カキ、桃、ぼんかん、メロン、りんご、ブドウ（イタリアブドウ、巨峰）、びわ、梨、栗

(イ) 改良…ゴイアバ、いちご、パパイヤ

### イ. 野菜類

(ア) 導入…レタス、にんじん、いんげん豆、なす、にんじん、きゅうり、オクラ、日本かぼちゃ、キャベツ、はなやさい、白菜、えんどう、すいか

(イ) 改良…トマト、じゃがいも、朝鮮あざみ、ピーマン、マンジョカ

### ウ. 繊維作物

(ア) 導入…ラミー、いぐさ

(イ) 改良…ジュート

### エ. 香辛、嗜好作物

(ア) 導入…こしょう（ピメント）、紅茶

(イ) 改良…グアラナ，煙草

オ．雑穀類

(ア) 導入…大豆，そば，もち米

カ．畜産，水産

(ア) 導入…養蚕，養蠶（うなぎ）

(イ) 改良…養鶏

キ．その他

(ア)花卉…日系人により開発され，今日栽培の90%が日系で販路は国内ばかりでなく，ヨーロッパへも空輸されています。

(イ)花木類…最近庭園樹，観葉植物として需要が広がっています。

② 日系人により結成され今日大々的に事業を行っている産業組合

ア．現在ブラジルには2,300以上の協同組合があり，うち1,250が生産組合である。これ等の多くが単一生産物の生産組合であるのに反し，日系の組織している組合はいずれも創立当初から，販売，購買，信用，利用の各部門をあわせ備えた総合農協であります。

イ．これ等総合農協の活動は組合員農家の生産物の販売にあたって，単に国内市場にとどまらず，コーヒー，綿花，ラミー，大豆，とうもろこし，紅茶，バナナ，ピメンタ，そ菜，果実，プロイラーなどの輸出も行っています。

ウ．また肥料・農薬，種子を含めた生産資材類の輸入，種鶏場，屠殺場，精綿工場，精選所，選果所，穀物サイロの経営など経済活動を大きく支える役割を果たしています。

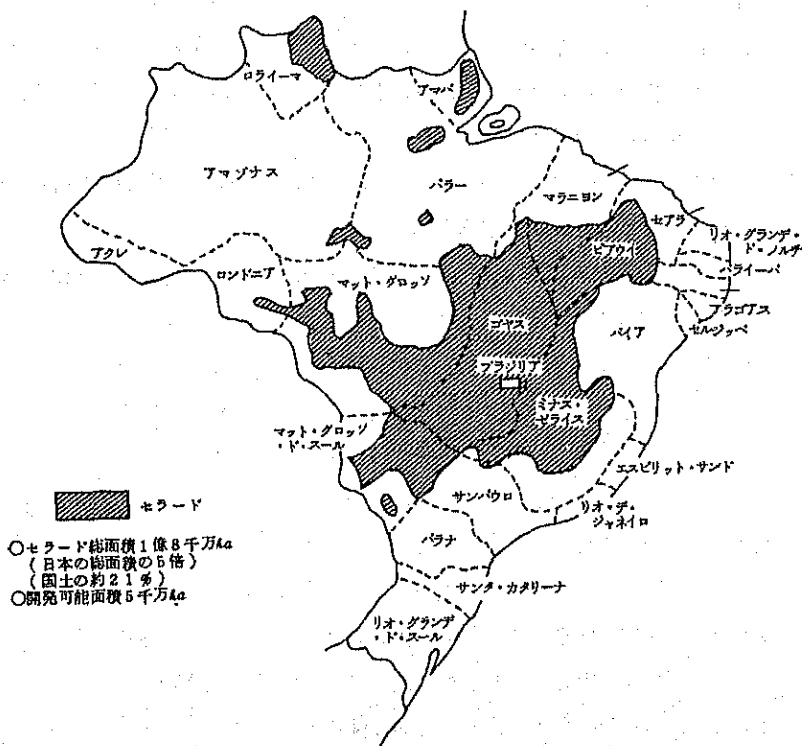
エ．日系農協の代表的なものとして，コチア産組中央会・南伯農組中央会・サンパウロ産組中央会の3産組中央会の名があげられるが，この3産組以外にも日系人の組織している産組は多くあり，それぞれの地域で充実した事業を行っています。

(1982年度実績)

組合名	コチア産組	南伯産組
組合員数	9,000(人)	6,925(人)
出資金	3,004(百万クルゼイロ)	418(百万クルゼイロ)
売上総額	70,795( # )	10,037( # )
購買総額	45,407( # )	5,197( # )
傘下单協数	9	42

(3) 近年ブラジルの中央部に未開発のまゝ残されていたセラード地帯の農業開発事業においても日系農業者の果たしたパイロットファーム的役割(実績)により、ブラジル政府をして今日同地帯の本格的開発に踏み切らせたもので、

ブラジルのセラード分布図



この点についても日系人の評価を更に高めている状況にあります。

④ ブラジルのセラード

セラードの語源は、「閉された土地」の意で、従来土壌の地力の低さ、気象条件などから、わずかの放牧程度以外には殆んど利用されていなかった土地です。

セラードは左図で判るとおりミナス・ゼライス、ゴヤス、マツト・グロッソおよび南マツト・グロッソの4州に多く分布しており、全体で概ね1億8千万haの面積があるといわれています。

そのうち開発可能と目されている面積が、日本の総耕地面積の10倍にあたる5,000万haといわれ、今後の重要な農業地帯として期待されています。

セラードの土壌は主としてラトソール、その生成は古く、深層まで風化された赤色または黄色の粘土質で、概ね燐酸が少く、長年にわたって肥料分の流亡により、作物に有害な置換性アルミニウムが残っている土壌です。

この他窒素、加里の他各種微量元素も不足し、亜鉛、マグネシウム、硫黄なども欠けています。

土性は以上のように肥料的には極めて貧弱ですが、物理性は比較的良好で、酸度もPH5程度の所が多いようです。

酸度の矯正は地域内で産出する石灰または、鶏糞の散布により比較的容易に行われています。



## 6. 移住関係法規

### 1. 日伯移住協定

「移住及び植民に関する日本国とブラジル合衆国との間の協定」

(昭和35年11月14日調印)  
(昭和38年10月29日発効)

(協定文抜粋)

- 第1条 この協定は両国間の移住及び植民の問題を実際に、迅速かつ効果的に解決するため、両締約国の努力を結集してブラジル合衆国への日本人の移住の流れを指導し組織化しかつ規制することを目的とする。
- 第2条 ブラジル合衆国への日本人の移住は、計画移住であると自由移住であるとを問わずこの協定の規定に従い両締約国のすべての援助及び保護を受ける。
- 第8条 計画移住の量は、ブラジル合衆国の移住政策における自由の原則に基づき、日本国の移住者送出の可能性とブラジル合衆国の労働市場の必要性とを照し合わせ、かつ配置の実際の見通しに従って決定する。
- 第9条 ブラジル合衆国への日本人の計画移住は、家族を同伴するとしないとを問わず、次の種類の者の移住とする。
- a. 農業者、農業労働者、家畜飼育者、一般農村人、農畜産技能者並びに農村産業及びこれに関連する分野の専門的技術者で直ちに土地所有者となるとならないとを問わず定住する意図をもって移住するもの。
  - b. 農業者、農業労働者又は農畜産技術者の協会又は協同組合で、土地所有者となるとならないとを問わず、ブラジル合衆国にすでに存在しているか又は新たに設立する農場。
  - c. 技術者、工芸者、専門技能者及び諸職業の専門家でブラジル合衆国の労働市場の必要性及び関係法令の要件に合致するもの。
  - d. ブラジル合衆国の経済開発に有益である工業的又は技術的性質の事

業単位又は企業で、同国の権限ある機関があらかじめ承認するもの。

第 3 9 条 両締約国は日本人植民者の土地への定着を促進することを主たる目的として特に指定した団体を通じて日本人植民者に財政的援助を与えることができる。

ブラジル合衆国政府は、日本国政府の財政的援助の供与に対し租税上のいかなる負担も免除する。

第 4 3 条 日本人の技術及び労力をブラジル合衆国の経済開発を活用しようとするこの協定の高度の企画を実際のかつ効果的に実現するため日本国政府及びブラジル合衆国政府から 3 人づつ任命する 6 人の代表者からなる混合委員会を設置する。

(以下略)

## 2. 外国人法

「ブラジルに於ける外国人の法的地位を定め、国家移住審議会を創設し、その他の措置を講ずる法律」

( 1980. 8. 19 法律第 6815 号 )

(本文抜粋)

第 1 条 平時に於ては、いかなる外国人も、国の利益を守る限り、本法の条件を満して、ブラジル国に入国、滞在、出国することができる。

第 4 条 ブラジル領土内に入ろうとする外国人に対しては、以下に挙げる査証を発給することができる。

1. 通過査証
2. 観光査証
3. 一時滞在査証
4. 永住査証
5. 礼讓査証
6. 公用査証
7. 外交査証

単項 査証は個人に対して発給し、かつ第7条の規定に従いその発給を法律上の扶養者に及ぼすことができる。

第7条 以下に該当する外国人には査証は発給されない。

1. 18歳以下の者で、法律上の責任者に伴われない者、又はその明示の許可を有しないもの。
2. 公けの秩序又は国の利益に有害と考えられるもの。
3. かつて当国より追放された者、ただし追放が取り消された場合はこの限りでない。
4. 犯罪のため外国において判決又は訴追を受けた者で、その犯罪がブラジル法に照し犯罪人引渡しに該当するもの。
5. 保健省の定めた衛生条件を満たさないもの。

第16条 永住査証は、ブラジルに確定的に定住することを意図する外国人に対して発給することができる。

単項 移住は専ら国民経済の各種部門に対し専門的労働力を提供することを目的とし、それ等の部門に対する生産性の向上、技術の同化及び資金の獲得を目的とするものである。

第18条 永住査証の発給は、5年を超えない期間一定活動の実行及びブラジル領土内の一定地域への定着を条件とすることができる。

第30条 永住、一時滞在又は政治亡命者として入国を許可された外国人は、入国、あるいは亡命を許可された翌日より30日以内に、規則の定める所に従い、法務省に登録を行い、指紋による自身の鑑識を行わなければならない。

第31条 外国人の氏名及び国籍は、登録の効力に関しては、旅行書類記載のものとする。

第48条 以下の場合、外国人は登録を取消される。

1. ブラジルに帰化した場合。
2. 国外追放の宣告を受けた場合。

(以下略)

第50条 永住者として登録されている外国人が、ブラジルを不在にし、2年以内に再入国する場合は、査証と関係なく帰国することができる。

単項 (略)

第94条 ブラジルに居住する外国人は、憲法及び法律の文言に従い、ブラジル人に認められている全ての権利を享受する。

第111条 帰化の認可条件は下記の通りとする。

1. ブラジル法に従い民事上の能力があること。
2. ブラジルに於て永住者として登録されていること。
3. 帰化申請の直前まで少くとも4年間ブラジル領土内に継続して居住するもの。
4. 帰化人の条件を考慮してポルトガル語の読み書きのできること。
5. 自己及び家族を扶養するために職業に従事し、あるいは十分な資産を有すること。
6. 素行の良好なこと。
7. 最低一年を越える禁錮刑に該当すると考えられる犯罪により、ブラジル又は外国で告発、有罪判決、又は実刑を受けていないこと。
8. 健康であること。

(以下略)

第112条 第111条3に定める居住の期間は、帰化申請者が下記のいずれかの条件を満たす場合には短縮することができる。

1. ブラジル人の子、又は配偶者を有する場合。
2. ブラジル人の子である場合。
3. 法務省の判断によりブラジルに対し著しい貢献をなしており、又はなすことが可能な場合。
4. 申請者の専門的、学術的、又は芸術的能力により帰化がのぞましい場合。
5. ブラジルに於て不動産を所有し、その価額が少くとも諸料金算定基準(MVR)の1,000倍を越える場合、又は工業家で、同上価額の資

産を有する場合、又は商事会社あるいは民事会社で主として、かつ恒常的に工業もしくは農業活動の発展を目的としており、少くとも同上価額の持分、もしくは払込株式の所有者である場合。

単項 1より3に該当する場合、居住期間は最低1年とし4に該当する場合は2年、5に該当する場合は5年とする。

第115条 出生後5年以内にブラジルに入国を認められた外国人で、ブラジル領土内で確定的に定住した者は、未成年であっても、法務大臣に対しその法定代理人を通じ、仮帰化証明書の発給を請求することができる。この帰化証明書は上記未成年者が成年に達したのち2年間はブラジル国籍の証明書として効力を有する。

単項 仮証明書の名義人が成年に達したのち2年以内に法務大臣に於てた申請書で継続してブラジル人でありたい旨の意志を明示的に確認する場合、帰化が決定する。

第121条 帰化は、第115条の場合を除き、証明書の引渡しをまてて効力を発生し、又これによって、帰化した者は、連邦憲法が生来のブラジル人へのみ付与している権利を除く全ての民事上及び政治上の権利を享受する。

第122条 帰化によって帰化した者本人の配偶者及び子がブラジル国籍を取得し得るものではない。又法律の要件を満たさない限り、上記の配偶者及び子のブラジル入国又は定住を許可するものではない。

第128条 労働省の所管の下に、国家移住審議会を創設し、この審議会にこの法律に記載する権限の他、移住活動を指導し、調整し、又監督する権限を与える。

(以下略)

### 3. 外国人農村土地取得制限法

「国内に居住する外国人又はブラジルにおいて営業を認可された外国人が行なう農村地の取得に関する規制及びその他の措置」

(1971. 10. 7)  
法律 5709

(法文抜粋)

第 1 条 国内に居住する外国人及びブラジルにおいて営業を認可された外国法人のみがこの法律の規定に従って、農村不動産を取得することができる。

第 1 項 外国に居住する外国自然人又は外国に本拠を有する外国法人が何等かの形で、会社資本金の過半をもって参加している伯国法人もまた、この法律の定める制度に従うものとする。

第 2 項 この法律の定める制限は、死亡に因る移転(相続)の場合には適用されない。

第 3 条 外国自然人による農村不動産の取得は、接続地であると否を問わず利用開発の目的が不確定な場合における標準面積(MODULO DE EXPLORACAS INDEFINIDA)の50倍を超えてはならない。

第 1 項 不動産が標準面積の3倍を超えない場合は、その取得は自由とされ何等の認可又は許可を必要としない。ただし法律の定める一般要求規定には従うこと。

第 2 項 利用開発の目的が、不確定の場合における標準面積の3倍より50倍までの面積の取得に関しては、行政府は細則を交付するものとする。

第 3 項 (略)

第 4 条 私営植民会社が行う農村地区画分譲(LOTEAMENTO RURAIS)の場合、少くとも全面積の30%の取得と入植は義務的にブラジル人によって行われなければならない。

第 1 2 条 外国自然人又は外国法人に帰属する農村地区の合計は、その所在する郡(MUNICIPIO)の面積の4分の1を超えることはできない。

(以上略)

第 1 項 同一国籍人は各郡において、本条に定められた限度の40%を超えて所有主となることはできない。

第 2 項 次の農村地区の取得は、本条の制限規定より除外される。

1. 標準面積の3倍未満のもの。

2. (略)

3. 取得者がブラジル人たる子を有する場合、又は財産共有制のもとにブラジル人と結婚している場合。

第3項 (略)

#### 4. 兵役法(1956. 7. 22法律第9500号) (要点)

○ブラジル国人は、満18歳に達した時、兵役に服する義務を生ずる。先ず17歳に達した折、兵役登録をすることになっている。軍務に服することができない虚弱者、その他の兵役免除規定ならびに修学中で予備士官養成所等への入学候補者は20歳まで入隊延期の規定がある。

##### ア. 兵役の服務

㉞ すべてのブラジル国人は法律の規定および規則によりその資格および能力の条件により軍務に服する義務がある。

㉟ ブラジル国帰化人も本法により軍務に服す。

##### イ. 兵役期間

㊲ 兵役義務期間は平時においては、満18歳に達した日より28歳に達するまで存続する。

㊳ 普通現役期間は1年とする。

㊴ 現役教育を受けなかった者を含み45歳まで国軍の予備と見なす。予備役を次の3種に分ける。

第1種 十分な教育を受けた時

第2種 不十分な軍事教育を受けた時

第3種 軍事教育を受けなかった時

㊵ 46歳の階級に達した時、国軍に対する義務より解除される。

##### ウ. 兵役登録

㊶ すべてのブラジル人は満17歳に達した時、6ヶ月以内に軍事登録をしなければならない。

この登録は、満16歳に達した時、行ってもよい。

- ① この登録は普通居住地の登録機関になされる。外国に在住するときはブラジル国領事館に行く。
- ② 登録の際は次の書類を提出しなければならない。
  - a. 出生証明書。(帰化の場合は帰化証明書)
  - b. 他の登録機関に登録していない旨の宣言。

エ. 軍事登録証明書

- ① 軍事登録した総ての者へ直に軍事登録証明書が下付される。
- オ. 召集計画及び入学免除, 兵役免除, 入隊免除。

(略)

カ. 罰 則

- ① 兵役義務終了の証明書を要求せず17歳より45歳の者を使用する者に罰金を科す。

(以下略)

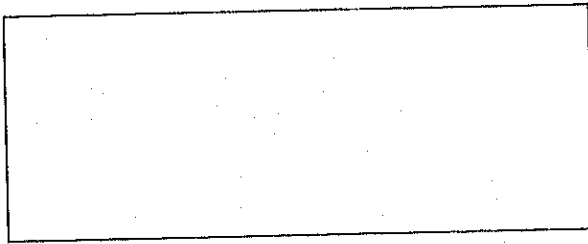


7. 戦後出身県別・年度別ブラジル移住者人数表

年度 府県	27~30	31~35	36~40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計
北海道	413	1,719	825	39	13	20	22	23	18	26	5	10	17	14	10	10	5	4	7	1	15	3,216
青森	48	230	220	19		4	2	1	7	18	3	1	10	2	5	1	2	1	3	4		581
岩手	28	107	61	6	1	2	1	2	1	3	3	1			2	3		1				222
宮城	390	236	38	8	4	4	3	1	4	6	2	3	1		5	1			1			707
秋田	43	149	51	3	1	3	3	2			5	2	4	1	1	2	3	2	1			276
山形	96	371	212	10	3	2	1	1	1	1	2	6	15	1		1	2	1			3	729
福島	648	1,508	120	10	4	4	6	1	1	4	3	1	2	3	2		1	8	5	5		2,336
新潟	54	208	41	3	11	4	4	8	5	2	5	1	2	1	3	7	1		1		2	363
茨城	51	207	230	5	2	9	3	4	1	2	1	2		7	3	5	1	2	1	1		537
栃木	34	156	66	2	6	6	3	3		2	2		2	8		1						291
群馬	307	625	76	8	9	7	10	1	7	17	3	5	11	5	4	3	1	5	2	2		1,108
埼玉	44	166	76	11	17	6	7	5	4	14	6	7	12	10	20	14	9	26	2			456
千葉	35	241	116	6	8	10	8	5	8	28	8	5	12	15	4	16	14	5	2		3	549
東京	247	1,477	777	87	69	59	70	51	102	133	91	68	51	41	30	46	43	23	25	19	11	3,520
山梨	45	169	69	12	6	4	1	3	3	8	4	1		2	2	1	1		7		2	340
長野	95	385	200	6	6	9	4	8	2	3	18	4	3	1	1	3	4		3			755
神奈川	90	438	282	64	64	23	31	31	42	44	41	45	36	68	43	23	23	10	12	5	5	1,420
静岡	129	371	132	6	21	5	4	22	10	18	3	11	8	18	9	6	5	5	6	7	5	801
富山	51	76	32	11	11	3	3	2	2	2	5		1	1	9							209
石川	17	150	44		2	2	3		1	1	1	3	3	1	2		1			1		232
岐阜	62	280	61	1	3	2	1	1	7	1	9	1	1		6	4		2				442
愛知	103	248	66	19	10	8	14	18	11	15	6	24	6	10	8	24	22	8		1	1	624
三重	92	238	72	13	8	2	3	2	9	14	14	2	6	8	3	2	3	1	1	2		495
福井	19	193	123	11	4	4	4	4	3	3	1	1	1		3	2	1				1	378
滋賀	13	46	32	5	1	2		5	2		2	1		2	6	5	3	1	2			128
京都	70	112	44	8	11	9	13	5	4	7	5	4		6	1	8	3	2		1	1	314
大阪	52	274	175	54	34	21	28	28	31	42	30	24	20	21	21	10	3	15	3		6	913
奈良	22	65	99	1	3	2	1	1		4	2	5		1	2	1	6	2	1		2	220
和歌山	707	800	65	6	5	5	3	3		1	1			4	2	1	5		1			1,609
兵庫	94	359	177	47	47	13	10	13	14	9	12	12	22	18	8	8	2	1	4		3	873
鳥取	17	127	37	4	4	1	1	4	1	2		2	1		1	1	2					204
岡山	122	434	203	8	6	2			4	1	5	1	1	5	11	13	2		2			820
広島	62	136	131	3	5	4	1	2	3	2	1	1	2		1	1	1		3			358
山口	208	696	245	38	19	11	14	8	13	17	19	2	6	8	4	5	8	7			1	1,328
徳島	504	1,109	220	22	7	3	12	16	6	9	7	1	5	4	1		2					1,929
香川	19	169	23	1	1			1		6		1	1	1	1	1	1	1	1		1	226
愛媛	52	255	42	8	5	4		1	4	1	7		1	8		1				1		390
高知	144	954	107	2	8	1	3	7	1	3	2	3	1		1		5	6	9			1,257
福岡	189	981	133	6	11	8	3	3	3	2			3	2	1	4	2					1,351
佐賀	587	2,224	584	23	9	9	6	4	9	18	7	5	5	13	6	12	4	11	1	1	2	3,540
長崎	43	672	246	4	3	2	5	1	2	2	1	2		7	3			1			5	999
熊本	279	1,931	577	14	13	8	1	12	9	18	1	4	1	2	9	1	8	3			1	2,892
大分	970	2,151	497	25	32	20	18	3	3	3	4	1	5	6		9	3	6		1		3,757
宮崎	75	180	88	9	7	3	5	3	12	10	1	9	4	2			1	5				414
鹿児島	260	898	153	47	40	12	7	1	3	4	2	4	1	5	2	1	2	1	2		7	1,452
沖縄	80	1,221	215	13	10	12	17	5	10	5	9	1	6	1	1	1	1	1	1		1	1,610
計	7,715	29,727	9,488	785	638	442	434	454	456	557	383	297	299	353	283	298	230	188	161	61	84	53,333



海外移住のご相談は……



## 国際協力事業団

東京都新宿区西新宿2-1新宿三井ビル内 私書箱216号  
電話 (346) 5349 (直)

